

令和元年第4回 生坂村議会定例会議事録（12月定例会）

1日目

○事件案1件

- ・生坂村第6次総合計画基本構想及び基本計画の策定について

○条例案8件

- ・生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案
- ・生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例案
- ・地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- ・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- ・特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- ・一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例案
- ・生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案

○補正予算案6件

- ・令和元年度生坂村一般会計補正予算【第3号】
- ・令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】
- ・令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第2号】
- ・令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第2号】
- ・令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第1号】
- ・令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第2号】
- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・散会

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	6 P
・事件化案の朗読説明	10 P
・条例案の朗読説明	14 P
・補正予算案の朗読説明	14 P
・総括質疑	17 P
・議案の委員会付託	18 P
・散会	19 P

令和元年第4回 生坂村議会定例会

令和元年12月6日 午前10時 開議

議 事 日 程 【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考	
		開 会		
1		会議録署名議員の指名		
2		会期の決定		
3	議案第40号	生坂村第6次総合計画基本構想及び基本計画の策定について		
4	議案第41号	生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案	総務建経 委員会付託	
5	議案第42号	生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例案		
6	議案第43号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案		
7	議案第44号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案		
8	議案第45号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案		
9	議案第46号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案		
10	議案第47号	生坂村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例案		
11	議案第48号	生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案		
12	議案第49号	令和元年度生坂村一般会計補正予算【第3号】		関係部分 委員会付託
13	議案第50号	令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】		社会文教 委員会付託
14	議案第51号	令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第2号】	総務建経 委員会付託	
15	議案第52号	令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第2号】	社会文教 委員会付託	
16	議案第53号	令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第1号】	総務建経 委員会付託	
17	議案第54号	令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第2号】	社会文教 委員会付託	
18		総括質疑		
19		議案の委員会付託		
		散 会		

出席議員（8名）

1番	望月典子君	2番	太田讓君
3番	一ノ瀬貞男君	4番	宇引文威君
5番	瀧澤龍一君	6番	平田勝章君
7番	吉澤弘迪君	8番	市川寿明君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	健康福祉課長	山本かづ子君
教育長	樋口雄一君	住民課長	松沢昌志君
会計管理者	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書記	眞島弘光君
--------	-------	----	-------

◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。おはようございます。村民憲章唱和を全員で行いますので、全員村章の方を向いてください。それでは「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思えます。
では 7 番、吉澤議員 の後にご唱和をお願いします。

7 番 （吉澤弘迪君） 朗読

○議長（平田勝章君） 着席願います。

◎開 会（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） ただいまの出席議員数は、8 名です。定足数に達していますので、令和元年第 4 回生坂村議会定例会を開会いたします。また、報道機関より傍聴の申し込みがありましたので、これを許可しました。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎報 告（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。議員派遣の件について、お手元に配付してあります報告書のとおり議員を派遣しましたので、ご報告いたします。

また、監査委員から、令和元年度 10 月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧いただきたいと思えます。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、2 番、太田議員、3 番、一ノ瀬議員を指名いたします。

◎日程 2 ・会期の決定（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2 会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。先日、議会運営委員会で検討し、本定例会の会期は、本日 12 月 6 日から 12 月 13 日までの 8 日間に行いたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日 12 月 6 日から 12 月 13 日までの 8 日間といたしました。

◎提出議案の報告（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） ご報告いたします。本定例会に提出されております案件は、

議案第 40 号	生坂村第 6 次総合計画基本構想及び基本計画の策定について
議案第 41 号	生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案
議案第 42 号	生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例案
議案第 43 号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第 44 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 45 号	特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 46 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 47 号	生坂村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例案
議案第 48 号	生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 49 号	令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】
議案第 50 号	令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】
議案第 51 号	令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】
議案第 52 号	令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】
議案第 53 号	令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】
議案第 54 号	令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】

の、事件案 1 件、条例案 8 件、令和元年度補正予算 6 件の計 15 件であります。

◎提案理由の説明（午前 10 時 07 分）

○議長（平田勝章君） ここで理事者より提案理由の説明並びにあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さん、おはようございます。令和元年第 4 回議会 1 2 月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。議員各位に於かれましては、師走に入り大変ご繁忙の折、全員のご参集を賜り誠にありがとうございます。平素は、村政運営に対しましてご指導、ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げます次第でございます。

最初に、10 月 12 日に襲来した台風 19 号では、長野県をはじめ関東甲信越、東北地方などの広範囲にわたり甚大な災害が発生し、特に長野県では千曲川流域の東北信地域で、河川の氾濫による堤防や護岸の決壊、家屋等浸水被害、土砂流入・決壊などの道路災害、土砂崩落・土石流による土砂災害など、激甚な災害に見舞われ、お亡くなりなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます次第でございます。現在長野県では、「ONE NAGANO」を合い言葉にし、想いをひとつに、互いに支え合いながら、復旧・復興に向けて進み続けているところでございます。当村においては、12 日早朝から役場に担当職員

が詰めて、大雨警報、洪水警報が発表された後、午後2時に第1回災害警戒本部会議を開き、2時15分に警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令して、各自主防災組織に避難所を開設していただきました。午後4時45分には、土砂災害警戒情報が発表され、6時10分には陸郷水位観測所で氾濫注意水位を超え、6時15分には消防団による小立野地区の内水の排水作業を開始していただきました。8時45分には大雨特別警報が発表されたため、災害対策本部として、警戒レベル4、避難勧告を発令しました。その後雨は小降りになり、小立野地区の水位が安定したため、11時40分に消防団の内水排水を止めて撤収し、12時に消防団は解散していただきました。

そして、避難者は129名でして、13日朝、明るくなった6時30分に避難勧告を解除し自宅に帰っていただきました。当村の被害状況は、会生活改善センターで日雨量150mmを記録し、村道決壊が込地・池沢地区2箇所、農業用施設1箇所、農道1箇所であり、その他、倒木11箇所、土砂流出・崩落6箇所、県関係では、県道大町麻績インター千曲線込地地籍1箇所、麻績川・金熊川の護岸損壊4箇所でありました。生坂村では、災害後最初に議員有志と私たち職員有志と一緒に佐久穂町に行き、土砂の搬出、家財道具の片付け、庭木の片付けなどのボランティア活動を行いました。そして今まで、社会福祉協議会が中心になり募集していただき、生坂村災害支援ボランティアとして、延べ4日間、村民21名、職員34名の55名の皆さんが、家屋内清掃、泥だし、ゴミ出し、軽トラ支援などを行い、農業公社災害支援ボランティアとして、延べ5日間、職員27名の皆さんが、ゴミ出し、土砂搬出、炊き出しなどを行っていただきました。また、長野市内の家屋の被害認定調査補助に5日間、5名の職員を派遣し、災害ボランティアのバス運行として、4日間、4名の職員を派遣しました。その他にも、社会福祉協議会が災害VC協定派遣として、19日間、28名の職員を派遣して活動してきております。しかしまだ、復旧・復興にはかなりの月日が掛かると思いますので、当村としても出来る限りの支援を続けていきたいと考えております。

次に、昨年11月14日に第1回生坂村振興計画審議会を開催し、私から会長に選出されました平田議長に総合計画策定の諮問をさせていただきました。その後、策定スケジュール、計画策定の趣旨、計画の性格と名称、計画の構成と期間についての計画策定の方針、村民アンケートの実施、第5次総合計画の施策に対する評価シートなどの説明させていただき始めました。小学校4年生から中学校3年生までと、その年齢以上の村民の皆さん全員にお願いしましたアンケート結果を反映させ、「福祉・生活環境分科会」「産業分科会」「教育分科会」の3分科会で協議していただいた内容を尊重し、第5次総合計画の「施策内容」から、第6次総合計画への「変更後の計画内容」「分科会の協議による変更部分・重要施策」「具体的詳細施策」などをどの様に明文化すべきかなど、多くの検討協議をしていただきました。そして、先月29日の第10回生坂村振興計画審議会において、平田会長から付帯意見を添えて、「生坂村第6次総合計画基本構想及び基本計画の案」を答申していただき、本日上程させていただくことができました。審議会の委員各位には、1年間にわたり多くの会議で真剣にご協議いただき、答申してくださいましたことに心から感謝申し上げる次第でございます。

次に、昨年ホームタウンになりました松本山雅FCですが、残念なことに境界突破はできず、J1の降格が決まってしまいました。しかし、教育委員会では、元気づくり支援金を活用して、松本山雅FCと連携し、「松本山雅フィジカルトレーニング」など村民の健康増進につながる各種講座を開催していただきましたし、11月24日には、水鳥マラソンをバージョンアップして、「2019イクラン!!松本山雅FC」と銘打って、2km、5km、10kmの3種目のコースにし、村内外から例年より1.5倍ほどの約140名の参加により盛大に開催でき、交流人口の増加につながったところでございます。その他にも、村民運動会を盛り上げていただいたり、保育園での山雅サッカー教室、「松本山雅FCサポーターミーティング in 生坂村」、「いくさか歩こう部+」での「ウォーキングサッカー」などを行っていただきましたし、当村のイベントなどにも、ホームタウン担当の方々や松本山雅FCオフィシャルマスコットのガンズくん、喫茶山雅の皆さんにお越しいただき、一緒にイベントを盛り上げてくださり、生坂村の発信や活性化に結び付いたと感じております。明日7日は、今シーズンホームでの最終戦で、ホームタウンデーでもありますので、当村の特産品などをお持ちして、生坂村をさらにPRしてまいります。そして、来シーズンは、J1再昇格を目指して頑張りたいと考えております。

相模女子大学の地域協働活動、各種視察研修事業、標津町と友好関係の切っ掛けとなりました「農村集落活性化支援事業」は、今年度で5年目の最終年度になりましたので、引き続き今まで

の事業を継続するために、先月 19 日に、中山振興課長達に、関東農政局に行っていました。

今回申請予定の「山村活性化支援交付金」は、「農林水産業に関連する地域の人材やノウハウ、伝統技術等に係る調査」、「人材育成や技術取得等の研修」、「地域資源の販売促進のためのマーケティング調査と販売先現地調査」、「販売実績、ICTやパンフレットを使った情報発信、商品パッケージデザインの検討」などが支援内容になっております。今後、山村振興計画の作成などをして、来年 3 月までに交付申請をし、事業採択に向けて進めていきたいと考えております。

そして、来年度の県の「地域発元気づくり支援金」事業の申請につきましては、各部署、各団体に検討をしていただいております。今年度も、今月 23 日には、松本地域振興局で説明会が開催されますので、議員各位も先頭に立っていただき、地域の取り組みを協働により進めていこうという事業をお願いいたします。地区担当職員、担当部署もご相談を承りますので、お問い合わせいただきますようお願いいたします。

今月 20 日には、令和 2 年度予算編成会議を開催し、これまでの当初予算編成での取り組みを継続的に行うものとし、真に必要とされる事業への限られた財源を効果的に配分するものとして実施することになります。

そして、今定例会でお認めいただきますと、来年度からは「生坂村第 6 次総合計画」を村政運営の根幹にして、「いくさか村づくり計画」を実施計画として進めてまいります。また、第 2 期の「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」も生坂村第 6 次総合計画と整合性を持たせ策定し、その内容に沿っても、地方創生の各事業を実施してまいりたいと考えております。そして、毎年度実施しています「村づくり計画」の更新の策定作業も並行して進め、予算及び総合戦略を併せて相互に反映させて、村民の皆さんのための行財政運営を進めてまいります。村が活気に漲るには村民の皆さん、各地区が元気であることが大切であります。そういう点で、村民の皆さんが、地域・村に愛着と誇りを持っていただき、地域の絆を大切にし、支え合い守り育てていこうという責任感を共有し、村民の皆さんのご理解とご協力の基、協働による村づくりを進めているところでございます。村民の皆さんとの対話を重視し、村民主役の村政運営に努め、安全・安心で住み良い生坂村で有り続けるために、様々な課題に対して議員各位と検討協議をお願いしながら、課題解決に向けて方向付けをしているところでございます。議員各位並びに村民の皆さんには、引き続き生坂創生のために、格別なるご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に上程をさせていただきました議案は、事件案 1 件、条例案 8 件、補正予算案 6 件の計 15 件であります。

議案第 40 号 生坂村第 6 次総合計画基本構想及び基本計画の策定について。この議案は生坂村第 6 次総合計画基本構想及び基本計画の策定に当たり、生坂村議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定に基づき議会の議決を求める議案であります。

議案第 41 号 生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案。この条例案は地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により採用された職員の報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する事項を定める条例制定であります。

議案第 42 号 生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例案。この条例案は地方公務員法第 24 条第 5 項の規定に基づき、同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により採用された職員の給与に関する事項を定める条例制定であります。

議案第 43 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案。この条例案は議案 41 号、42 号の条例の制定に伴い関係条例を整備するための一部改正であります。

議案第 44 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案。

この条例案は令和元年人事院勧告により、議会議員の期末手当額を改正する条例の一部改正であります。

議案第 45 号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

この条例案は令和元年人事院勧告により、特別職の職員で常勤の者の期末手当額を改正する条例の一部改正であります。

議案第 46 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

この条例案は令和元年人事院勧告により一般職の職員の給料、勤勉手当等の改正を行うための

条例の一部改正であります。

議案第 47 号 生坂村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例案

この条例案は国からの森林環境譲与税等を財源とし、本村における森林整備及びその促進に要する資金に充てるため、生坂村森林環境譲与税基金の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるための条例の制定であります。

議案第 48 号 生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案

この条例案は成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行に伴う条例の一部改正であります。

議案第 49 号 令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】

この予算案は、既定額に歳入歳出額を 20,593 千円増額して、総額を 1,975,127 千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で地方交付税 4,174 千円、国庫支出金 1,962 千円、県支出金で 4,392 千円、繰越金 7,866 千円、諸収入 1,174 千円等の増額となっております。歳出では、総務費で C A T V 施設修繕等 2,438 千円、民生費で扶助費等 8,199 千円、農林水産費の産地パワーアップ事業補助金等で 5,212 千円、土木費の村単道路維持補修工事費等で 5,280 千円の増額補正となっております。

議案第 50 号 令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】

この予算案は、既定額に歳入歳出額を 1,846 千円増額して、総額を歳入歳出 123,846 千円とする補正予算であります。主な内容は歳入で繰越金を 34 千円、繰入金 1,812 千円を増額し、歳出では経営管理費で 1,846 千円の増額補正となっております。

議案第 51 号 令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は、既定額に歳入歳出額を 636 千円増額して、総額を歳入歳出 58,050 千円とし、地方債の借入限度額を 5,800 千円とする補正予算であります。主な内容は歳入で繰入金を 5,674 千円減額し、村債を 5,800 全円増額して、歳出では経営管理費で 636 全円の増額補正となっております。

議案第 52 号 令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は、既定額に歳入歳出額を 2,428 千円増額して、総額を 292,035 千円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で国庫支出金 1,909 千円、繰越金を 1,734 千円増額し繰入金を 1,215 千円減額して、歳出では総務費で 1,910 千円等の増額補正となっております。

議案第 53 号 令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】

この予算案は、既定額に歳入歳出額を 306 千円増額して、総額を 90,406 千円とする補正予算であります。主な内容は歳入で、繰入金を 133 千円減額し、繰越金を 439 千円増額して、歳出では経営管理費 280 千円等の増額補正となっております。

議案第 54 号 令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は、既定額に歳入歳出額を 39 千円増額して、総額を 291,318 千円とする補正予算であります。主な内容は歳入で、繰越金で 39 千円増額し、歳出では、地域支援事業で 39 千円の増額補正となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程 3・議案第 40 号（午前 10 時 29 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 3・議案第 40 号「生坂村第 6 次総合計画基本構想及び基本計画の策定について」を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○会計管理者 兼 村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 会計管理者 兼 村づくり推進室長。

○会計管理者 兼 村づくり推進室長（藤澤正司君） それでは、議案第 40 号についてご説明いたします。[要点の説明] 別冊、本編の 1 ページ目をお願いいたします。序論になりますが、

第5次総合計画では、人口減少、少子高齢化を重点課題に設定し計画的な村づくりを進めてまいりました。加えて、平成27年度からは地方創生施策に対応した「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、移住促進などの取組みも進めてきました。そうした、これまでの経過も含め第6次総合計画は3ページからの、これまでの生坂村の姿や生坂村を取り巻く時代潮流、11ページからあります小学4年生以上の全村民を対象に行った村民アンケートの結果等を参考に、村の振興計画審議会でのご意見を踏まえ、村の目指すべき将来像と基本的な方針について令和2年度から令和11年度までの10年間の総合的な振興計画とするものであり、特に今回は、今後年度内に作成いたします第2期総合戦略と一体的なものとしていきます。そして基本構想になりますが、17ページになります。将来像「確かな暮らしを明日につなぎ 明るく 健やかに生きる村」、キャッチフレーズ「新たな発想で 未来を創り出し 人と自然が輝く いくさか」の言葉に目指す将来像を集約し、先人達が築いてきた伝統を守りつつ、新たな魅力を発見・創造し、いつまでも楽しく暮らし続けられる安全安心な村を目指します。そして人口減少、少子高齢化は引き続き重要課題であり、子育て支援、産業の振興、住環境の整備を進めることで人口の維持等に努めていくこととしています。18ページからの第2章では、第1節では子どもたちが恵まれた自然環境の中で健やかに生まれ、生涯学習の機会を広げ、伝統文化が保存・継承されていくよう支援をしていくこととしております。第2章では、村民が元気な暮らしを不安なく営めるよう、医療体制を整え健康で生き生きと暮らせる環境を整備していくこととしております。第3章では、気持ち良く、安全で生活しやすい環境とするため道路や公共交通機関、衛生や自然環境に配慮し、災害や犯罪の発生予防により、不安なく暮らしていけるよう目指すこととしております。第4章では、村の様々な資源を活用し、特色ある産業として農林業、商工業、観光を新たな発想により発展をさせていきます。第5章では、村民みんなで手を携えて自助、共助、公助を基本として自分達の村を共に作り上げていくことを目指しております。以上が基本構想の概要となります。20ページ以降はただ今申し上げました第1章から第5章のそれぞれについて更に細かくした政策の柱ごと、現状と課題から具体的詳細施策と、それに対する施策内容を掲げている基本計画になります。計画年度内10年間におきまして、基本計画にある施策内容を基本とし村づくり計画や過疎計画、総合戦略、そして各事業ごとにおいても策定する各種の計画などと併せ、事業を進めていくこととなります。最後に、先ほど村長の挨拶にもありましたが、今回の計画策定に当りましては村長から振興計画審議会に諮問し答申を頂いたところであり、昨年11月以降、18名の振興計画審議会の委員の皆様には、これまで全体会議10回、3分科会に分かれての分科会を6回から9回の会議を重ね、生坂村の将来について熱心にご議論、ご協議を頂きました事に対しまして、この場をお借りして御礼を申し上げ、議案の説明とさせていただきます。ご審議宜しくお願いを致します。

○議長（平田勝章君） 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程4・議案第41号から日程9・議案第46号（午前10時36分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。
日程4・議案第41号 生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案
日程5・議案第42号 生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例案
日程6・議案第43号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
日程7・議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
日程8・議案第45号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程9・議案第46号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
の6件を一括して上程し、議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、議案第 41 号、議案第 42 号、議案第 43 号、議案第 44 号、議案第 45 号、議案第 46 号の 6 件を、一括して上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 10・議案第 47 号（午前 10 時 56 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 10・議案第 47 号 生坂村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例案を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 11・議案第 48 号（午前 11 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 11・議案第 48 号 生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 12・議案第 49 号（午前 11 時 02 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 12・議案第 49 号 令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

[教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 13・議案第 50 号（午前 11 時 37 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 13・議案第 50 号 令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 14・議案第 51 号（午前 11 時 42 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 14・議案第 51 号 令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

○議長（平田勝章君） ここで、昼食のため休憩したいと思います。再開は、午後 1 時とします。

○議長 再開致します。

◎日程 15・議案第 52 号 (午後 1 時 00 分)

○議長 (平田勝章君) 次に、日程 15・議案第 52 号 令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長 (山本かづ子君) 議長。

○議長 (平田勝章君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長 (平田勝章君) 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 16・議案第 53 号 (午後 1 時 08 分)

○議長 (平田勝章君) 次に、日程 11・議案第 57 号 令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長 (中山茂也君) 議長。

○議長 (平田勝章君) 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長 (平田勝章君) 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 17・議案第 54 号 (午後 1 時 13 分)

○議長 (平田勝章君) 次に、日程 17・議案第 54 号 令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長 (山本かづ子君) 議長。

○議長 (平田勝章君) 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○議長 (平田勝章君) 以上で、上程された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 18・総括質疑 (午後 1 時 17 分)

○議長 (平田勝章君) これより、日程 18・総括質疑に入ります。議案第 40 号の事件案 1 件、議案第 41 号から議案第 48 号までの条例案 8 件と、議案第 49 号から議案第 54 号までの令和元年度補正予算 6 件について質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (平田勝章君) 質疑なしと認め、以上で総括質疑を終結いたします。

◎日程 19・議案の委員会付託 (午後 1 時 18 分)

○議長 (平田勝章君) 次に、日程 19・議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。議案第 40 号を除き、議案第 41 号から議案第 48 号までの条例案 8 件と、議案第 49 号から議案第 54 号までの令和元年度補正予算 6 件の計 14 件について、慎重審議を期するため、そ

令和元年第4回 議会定例会議事録（12月定例会）

8日目

- | | |
|------------------|----|
| ・一般質問 | 7人 |
| ・委員長報告 | |
| ・質疑・討論 | |
| ・採決 | |
| ・議事日程の追加 | |
| 追加議案 | |
| 議員派遣の件 | |
| ・閉会中の継続審査及び調査の申出 | |
| ・閉会 | |

・一般質問	3 P
吉澤弘迪議員	3 P
一ノ瀬貞男議員	10 P
太田 讓議員	14 P
字引文威議員	19 P
瀧澤龍一議員	25 P
望月典子議員	33 P
市川寿明議員	37 P
・委員長報告	42 P
・質疑・討論	45 P
・採決	45 P
・追加議案	47 P
・議員派遣の件	47 P
・継続審査の申出	48 P
・村長あいさつ	48 P
・閉会	49 P

議 事 日 程

【8日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
3		委員長報告	
		質疑・討論・採決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

追 加 議 事 日 程

【8日目-追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1		議員派遣の件	

出席議員（8名）

1番	望 月 典 子 君	2番	太 田 讓 君
3番	一ノ瀬 貞 男 君	4番	字 引 文 威 君
5番	瀧 澤 龍 一 君	6番	平 田 勝 章 君
7番	吉 澤 弘 迪 君	8番	市 川 寿 明 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤 澤 泰 彦 君	振 興 課 長	中 山 茂 也 君
副 村 長	牛 越 宏 通 君	健 康 福 祉 課 長	山 本 か づ 子 君
教 育 長	樋 口 雄 一 君	住 民 課 長	松 沢 昌 志 君
会 計 管 理 者	藤 澤 正 司 君	教 育 次 長	山 本 雅 一 君

事務局職員出席者

議会事務局長 平野公恵君 書 記 眞島弘光君

◎報 告 (午前 10 時 00 分)

○議長 (平田勝章君) 起立。礼。着席してください。おはようございます。最初に ご報告申し上げます。傍聴の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎再 開 (午前 10 時 00 分)

○議長 (平田勝章君) ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達していますので、令和元年第 4 回生坂村議会定例会を再開いたします。

○議長 (平田勝章君) これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎日程・1 会議録署名議員の指名 (午前 10 時 00 分)

○議長 (平田勝章君) 日程 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、4 番 字引議員、5 番 瀧澤議員を指名いたします。

◎日程・2 一般質問 (午前 10 時 01 分)

○議長 (平田勝章君) 日程 2、一般質問を行います。受付け順に発言を許可します。最初に、7 番、吉澤議員。

○7 番 (吉澤弘迪君) 議長。

○議長 (平田勝章君) はい、吉澤議員。

○7 番 (吉澤弘迪君) 一般質問を行います。7 番の吉澤弘迪です。私は台風 19 号での防災上の反省点と題して質問をいたします。一般質問に先立ちましてこの度台風 19 号で亡くなられた方々に心よりお悔やみを申し上げ、被災された方々にお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、台風 19 号は 10 月 12 日に県内に最接近し、13 日千曲市から飯山市にかけての千曲川流域が氾濫し甚大な被害が発生しました。中信地区では被害は少なく当村も 12 日～13 日の雨量は 100mm 以上に達したが、村内では一部で道路の崩壊があったも幸いにも被害は少なくて済んでいます。12 日に気象庁が長野県内の自治体に初めて出した大雨特別警報は「これまでに経験したことがないような危険が差し迫った異常な状況」として、大雨洪水警戒レベル 5、5 段階の最高 5 を出して住民に最大級の警戒と避難を求めました。当村では年 1 回必ず防災訓練を行って村と自主防災組織が中心になって避難訓練、人命救助訓練など防災訓練を行ってきました。しかし、今回のように台風 19 号では前から気象庁からの大雨特別警報や自治体からの避難勧告、避難指示があり村民は訓練と違って災害に現実に向き合って、一体どの様に行動すれば良いかとまどいが生じました。

そこで私は今回の大型台風 19 号での村民の防災体制にどんなところに問題点があったのか検証し、次の災害に備えることが必要と考えますので副村長、村長にお考えをお伺いしたいと思います。最初に、副村長に台風 19 号に対する村の防災対応と各区の防災活動についてお聞きします。今回の台風では気象庁や自治体から最大級の警戒や避難指示が出され、村民は自主判断で事前に避難する人もあったが 12 日・13 日にかけての村の防災対応と各区の防災活動はどうであったか。特に区ではそれぞれ防災対応には優劣があったように聞いているが、その実態はどうか、副村長にまずお聞きを申しあげたいと思います。

○副村長 (牛越宏通君) 議長。

○議長 (平田勝章君) はい、副村長。

○副村長 (牛越宏通君) それでは、7 番 吉澤議員のご質問に対してお答えをしたいと思います。

ます。はじめに台風 19 号の対応と、またその状況についてであります。まず災害が起こる、まあ台風 19 号の対応については、職員災害マニュアルに基づき、10 月 12 日午前 10 時に第一次警戒配備体制をとり、気象庁の大雨警報、洪水警報の状況により午後 2 時に第二次警戒体制に変えました。そして第一回の対策会議を行い午後 2 時 15 分に警戒レベル 3 の「避難準備・高齢者等避難開始」を村内全域に防災行政無線及びエリアメールにて発令をしております。この発令により、消防団の出動及び巡回要請を行い、14 時 40 分から 15 時 30 分にかけて 9 区で避難の避難所を開設しております。なお、古坂区については区民がやまなみ荘に自主避難をしております。

そして、午後 8 時 45 分に气象台から大雨特別警報が発令され Jアラートにより防災行政無線を介して周知しております。これと同時に警戒体制を緊急配備に替え対策会議を行い、警戒レベル 4 の避難勧告を村内全域に防災行政無線及びエリアメールにて発令をしております。この勧告を受け各区の避難所に避難した方は、小立野区の避難所で 14 名、宇留賀区避難所で 2 名、上生坂避難所で 53 名、この内 25 名は草尾区の方でありました。他に、昭津区の避難所で 13 名、下生坂区の避難所で 12 名、草尾区避難所で 19 名、古坂区の 16 名につきましてはやまなみの方に避難をしております。そして、他の区では避難所への避難はした方はいないというような状況でありました。以上で答弁とさせていただきます。

○7 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 副村長に再質問いたします。私も自主防災組織の役員になっておりますので、区の避難所と常会の避難所へ行き、その防災活動を見てまいりました。他の区の防災活動はどうであったかも、それぞれの方々にお聞きして参りました。村の今回の台風 19 号に対する対応は副村長が報告されたとおりですので、私は何も申し上げませんが、各区の防災活動には千差万別、優劣があり率直の感想として今回は被害が少なく済んだが果たして今回のような台風が再来したら自主防災組織が主体となって人命を守ることが出来るかどうか不安と疑問が沸いてまいります。副村長に再質問いたしますが、村では各区の防災活動の状況を聞いて、反省会をして総括をしておられると思いますが、その結果はどうであったか、率直にその感想をお聞きしたいと思います。また、各区では必ず反省会を開催しているのでしょうか。その点についてもお聞きをしたいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただ今の質問にたいしてお答えします。今回の台風 19 号で各区の避難所の開設から避難誘導までについて私を感じたことを述べさせていただきたいと思います。先程の説明のように、避難所の開設についてですが要した時間が 14 時 40 分から 15 時 30 分で 50 分間の各区で開設までに要した時間に隔たりがありました。また、避難した人員も避難者がなかった区から避難している区、そして事前にやまなみ荘に避難している区も有りました。平成 28 年から地震や豪雨を想定して避難所の開設や避難訓練を行ってききましたが、今回の台風 19 号の避難状況を見ましても、まだまだ改善する点は多々あると感じました。この状況を検証し、今後の事業に活かしていくように取り組んでまいりたいと考えております。また、各区の反省会であります。第 2 回の防災訓練を、防災懇談会を台風 19 号の後に行っております。それは全ての区で行っておりますので、その状況についてはこれからまとめて行きたいと考えております。そしてこれからの対応ですけれども、最終的な懇談会を今後計画をしているところであります。以上で答弁とさせていただきます。

○7 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 今、副村長の方からお答えがございましたが、偶然の台風の襲来ということで、それぞれの中で区には色々な対応があったのではないかと、このように私も推察いたします。先程副村長の報告ですみねえ、避難所へ避難した区、又は自分で自分の命を守るという観点から、その判断で避難所に避難をしていなかったところ、色々ございますので、まあこれから訓練を重ねていただいて、しっかりした自主防災活動が出来るよう希望するものであります。あとまたそれぞれの防災活動には随時ご質問をいたしますので、副村長にはお答えをお願いしたいと思います。それでは次の項目について、副村長に質問を致します。

今回の台風19号での防災活動では次のような反省点がございまして、三つ主だったものを申し上げたいと思います。一つは、安全な避難方法についての確認が必要じゃないかと。県内でも今回の台風で自治体から「避難指示」が出されて危険な状況で避難して命を落とす人が発生しております。今後、個々の村民の避難については自主防災組織で個人と話し合って事前に安全な避難方法の確認をする必要があるのではないかと考えます。第2点としては、自主防災組織での防災マニュアルの作成という事を申し上げたいと思います。これは、突然の最大級の台風ということで住民はどの様に行動したらよいか、又、自主防災組織も適切な指示が住民に出来なかったというのが実情です。今後「自主防災組織」が災害が発生したらどの様に活動するのか、「自主防災組織」の立ち上げの初期から順次防災マニュアルを作成して適切な防災活動が出来る様にすべきである、というのが一つです。それから次にすみねえ、災害に対する警戒心を持つことが必要という事を申し上げたいと思います。身近な地域での災害の可能性について充分理解し警戒する事が必要で、それが被害を少なくする要因となります。当村でも比較的災害の被害が少なくて済んでいること、又、昔の災害の被害が大きかったことを経験した人が少なくなっていることから警戒心が薄くなっています。もう一度当村でも災害が発生したら大きな被害が発生するという警戒心を持つことが必要で、被害を経験した人に話を聞く事も、これも重要な事ではないかと考えます。以上、三つについて副村長のお考えをお伺い致したいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、ただ今の3点の質問に対してお答えをいたします。

はじめに、災害時に安全な避難場所及び避難方法についてです。災害の状況により、家屋が倒壊するほどの地震が発生した時、短時間による豪雨時、長時間による大雨の、今回のような台風による記録的な大雨の状況に対応できるそれぞれの避難所が必要と考えます。現在実施している元気づくり支援金事業で、「自らの命は自らが守る」マネジメント事業で各区にてそれぞれの避難所を決めて頂き、レベル1の豪雨時とレベル2の雨量時の浸水区域を示したハザードマップを作成する様に進めております。

また、各家庭での安全に避難ができる方法や避難箇所が各人に認識できる仕組みについても、現在進めている事業を来年度継続申請して対応していくように計画しております。

次に、自主防災組織での防災マニュアルの作成であります。

当村の今までの防災対策は、平成23年度までに10区で自主防災組織を設立し、さらに地域防災力の向上のために10区全てに自主防災倉庫並びに資機材を整備しています。

そして自主防災組織で平成25年度に県のモデル事業で5区を、翌年度は県の元気づくり支援事業を活用して全ての区で、自主避難計画を作成し全戸配布を行い、その計画に基づき土砂災害を想定した避難訓練を実施しております。

また、平成27年度には、地域防災計画や各地区で定めた自主避難計画を基に家庭用防災マニュアルを作成し、全戸に配布するとともに地区懇談会を開催し説明を行ってまいりました。このように防災対策を行ってまいりましたが、中央防災会議、防災対策実行会議が平成30年12月に報告した「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について」や、総合防災訓練の各年次の反省内容及び、前回吉澤議員一般質問でのご提言により先程説明した事業を実施しており

ます。この事業を実施していく過程で、台風19号での反省を活かし自主防災組織での避難所の開設から避難者の誘導についても、災害の状況が、家屋が倒壊するほどの地震が発生した時、短時間による豪雨時、長時間による大雨や今回のような台風による記録的な大雨の状況により、役場の災害対策本部、自主防災組織、消防団が対策本部の立ち上げ、避難所の開設、避難誘導等のマニュアルの作成を進めております。また、このマニュアルにより来年度におきましては防災訓練を行う様に計画をしております。

最後に、災害に対する警戒心を持つことについてであります。吉澤議員ご指摘のように、近年の異常気象により今回の台風19号の様な大雨や、家屋が倒壊するような大地震はいつ起こるか分かりません。台風19号も進路が少し西側に進路をとっていたら生坂村も大変な事になっていたでしょう。

このようにいつ起こるか分からない災害のために当村では先程の答弁の様に防災には力を入れており取り組んできました。また、「自らの命は自らが守る」マネジメント事業で、今年9月1日に行った総合防災訓練時には、長野県建設部の砂防課職員、長野県砂防ボランティア協会の方々を2人ずつ10区に派遣し、赤牛先生の出前講座として「土砂災害 自らの命は自分で守る」と題して講演を行ったり、午後には島田防災士による「助けられる人から助ける人へ」と題して講演会を行い、約100人の方に受講していただき、防災意識を高めるために取り組んできました。

そして、被害を経験した方の意見を聞くのも大切だと考え今年11月14日に区長会の研修で茨城県常総市防災危機管理課長を講師に、平成27年度常総市鬼怒川水害の状況及び対策について研修を行ってきました。この結果については各区長さんからレポートを提出していただいておりますので、研修内容を各防災組織内で報告して頂き、さらに防災意識を高めていくように進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） それでは、私の先ほど申し上げました反省点の3点について、副村長からお答えがございましたので、それぞれ1項ごとにまた質問を重ねたいと思います。

最初の安全な避難方法の確認については、丁寧に説明を頂きましたので更に私の考えを申しあげたいと思います。避難方法については、自分の命は自分から守るという方針が最善の避難方法となっておりますが、自らの判断を自ら判断をしなければならないわけですが、自主防災組織で個々の人の避難方法について、確認が出来ていないと住民全員が安全に避難できたかどうかの確認ができず、トラブルが発生する危険性があります。ハザードマップを合わせて個人の避難方法については住民と自主防災組織とで更なる確認が必要であると考えます。それから、2番目の自主防災組織での防災マニュアルの作成の必要性についてですが、今までの防災訓練は村のスケジュールで防災訓練を行い、住民はそれに参加していったのですが、実際に最大級の台風の襲来で災害に遭遇すると、一体どの様に行動したらよいのか、的確な活動をどうしたらよいのかわからなくなり迷ってしまうというのが本音です。色々訓練はありますが、私はまずは災害に遭遇した時に住民の不安を払拭するには、まずは自主防災組織を災害に対して適切な活動が出来る様に一人前の組織に育て上げるのが必要だと考えます。自主防災組織に本部役員、救護班、連絡班、消火班、避難誘導班があり、それぞれの人の役目が決定していますので、誰がどの様な役目をするのか確認して、マニュアルに沿って行動する必要があります。役場の指導で活動するというより、そのような人任せの方法ではなく、自主防災組織自体で自主防災組織を立ち上げ、避難所を開設し、避難誘導するマニュアルによって順次行動が出来るような訓練を重ねることが必要と考えますが、副村長は如何お考えでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） はい、ただ今の質問にお答えをいたします。はじめに住民の方々個々の避難場所についてであります。この質問につきましては、私もそう考えております。住民の方々それぞれが災害があった時にどこに避難するのか、それを常に認識していなければ、いざという時に迅速に対応することができないのではないかとというふうに私も考えております。

この件につきましては、来年度も元気づくり支援金を継続申請をいたしまして、自らの命は自らが守る、マネジメント事業の2次版ということで、今申し上げたことに対応ができる仕組みづくりを考えていきたいと、今担当と調整をしているところであります。今の案なんですけども、各家庭の方にある程度自分の避難する場所を記入して、常に認識できるような仕組みを出来たらいいかと、今各業者さんの方から見積もりを徴したり、準備を進めているところであります。

そして2点目ですけれども、各個々の自主防災組織がそれぞれの状況により自主防災組織が独自に活動できるようなマニュアルをというような質問であります。これにつきましても、それぞれの自主防災組織がそれぞれの状況によって活動をできることが理想だと私も考えております。それにはどのような事をしていくのかという事は、先ほど申し上げました来年度の事業の中で皆様と共に考えていきたいと思っておりますと同時に自主防災組織の役員の方々の人材に対しての育成、また継続性等も考えていかなければいけないと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 今、自主防災組織でマニュアルを作成するという話しに対してのお答えですが、先ほども申し上げましたように、私もその都度防災訓練に参加したりしておりますが、段々、段々と村の防災訓練は高度になっていく。高度になっていくけれども、それでは自分たちの自主防災組織を独自に動かすことが出来るかという、そういう方向性をちょっと失っているのではないかと。高度になり過ぎてしまって、本来の自主防災組織がその時の台風なり災害に対して的確に判断をできる、その事が一番重要ではないかと考えますので、もう一度そこら辺の事を、先ほど申し上げたことを重点に訓練をやっていただきたいというのが私の考えでございます。

それから、3番目のことについて、また教育長の方も関係ありますので再質問をいたします。特に災害に対する警戒心を持つことが必要だという点でございますが、生坂村の水害の歴史を村史で見てまいりますと、昭和34年、36年、昭和58年に犀川が増水し各沢の氾濫で国道が幾日も不通となり、田畑が冠水し、床上浸水の家屋も発生した大被害が発生しております。一番大きな被害のあったのは、皆さんもご存知のとおり三六災害、伊勢湾台風に関わっている災害でございますが、昭和36年にこれは発生しておりますが、60年以上が経過して当時の惨状を知る人は、恐らく当村としては80歳以上の高齢者のみとなってまいりました。過去に水害で大きな被害が発生した長野市で、台風19号上陸前の洪水想定イメージ調査では、自宅が洪水による被害を受けるかもしれないというイメージを持った回答者は住民の2割しかなかったという事を新聞で報道しております。一回の被害を受けていても、年が経過すると自分が当事者となるのは捉えにくくなってしまい、身近な地域の災害の可能性が充分理解されない事がその結果に繋がると報告しております。自分の身近な所のハザードマップの作成や、以上のイメージ記事のようなことから他県や他地区の被害の話を聞いて参考にするよりも、私はまず自分の村の災害について経験のある高齢者に話を聞いて警戒心を高めることが、まず必要ではないかと思っております。また、11年の東日本大災害後、文部科学省は防災教育の在り方を見直し、各教科の中で横断的に学ぶよう方針を示し長野県教育委員会も手引を作成して教育現場に提供し、地域の現象や災害を経験した住民の証言を教材に取り入れたり、専門家を交えた学びの場を設けていると言われておりますが、本村の小中学校では、どの様な防災教育が実際に行われているか教育長にお聞きを申しあげたいと思っております。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは、吉澤議員から再質問がございました生坂小中学校の防災教育についてお答えいたします。小中学校の防災教育につきましては、毎年両校で避難訓練や防災訓練を実施しているところでございますが、今年度につきましては小学5年生の犀川砂防事務所への訪問や、中学3年生の方で上生坂区の防災倉庫の見学といった校外教育活動によりまして、子どもたちの防災意識の向上に努めているところでございます。また今年度におきましては、先ほど副村長が何度も答弁されておりますが、村が県の元気づくり支援金を活用して実施しております「自らの命は自らが守る、災害リスクマネジメント事業」の一環としまして、先月11月になりますが、島田防災士を行使にお招きして、生坂中学生全員を対象とした防災教育講座も開催したところでございます。10月の台風19号による豪雨で、長野県内でも甚大な被害が出ておりましたので、生徒たちも災害から命を守るという事を、他人事ではなくて自分の事として受け止めてくれたのではないかと考えているところでございます。今回吉澤議員にご提案いただきました件でございますが、村内の災害を体験された諸先輩方に、過去に実際に起きた村の水害等の状況についてお話いただくことは、子どもたちにとって災害は身近で何処にでも起こり得るものだという事や、自分も当事者になるという事を現実味をもって捉える非常に良い機会になるのではないかと考えております。村内には地域住民の皆様に小学校、中学校の教育活動を支援していただく生坂コミュニティスクールも組織されておりますので、そういった活動の中に組み入れてもらえるように、また働きかけてまいりたいと考えております。以上でございます。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 今、教育長の方から防災教育についての我が村の実情のお話でしたが、住民の代表と申しますか、防災に対しては専門家を作るのではなくて、要するにリーダーを作らなければいけない、住民を引っ張るリーダーをしっかりとしたものを作らなくてはならないという事が言われております。これからも継続して、これからの生坂村を背負う人達のリーダーの育成をお願いを申しあげたいと思います。

次に村長にお聞きします。2点ございますが、一括で質問をいたしますのでお答えをお願いしたいと思います。一つは、災害で避難所になっている各地区の公民館が、避難するには危険の場合や健康上高齢者が自主判断で「やまなみ荘」を避難所として使用する場合、特別な料金で利用できる様今後考えていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

次に、各区の防災組織に防災士の配置を、ということでご質問をいたします。災害はその都度異なった状況で発生し、それに対する防災対応も異なってまいります。災害に自主防災組織がまちがった指示を出すと尊い人命が失われる危険があります。区長に全責任を負わせるのではなく、自主防災組織には一人防災に対して正しい知識があり正しい判断行動の取れる人が必要で、早急に防災士を育成し各区の防災組織に配置し区長を補佐しアドバイザーとなってもらふ事が必要と考えますが、この2点について村長は如何お考えかお伺い致したいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、7番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。

避難所として「やまなみ荘」を利用する場合に特別料金を、というご質問でございますが、台風19号では、10月12日に古坂区の16名の皆さんが自主避難を行いました。一人2,500円で素泊まりしていただき、食事代については別途お支払いいただきました。料金の設定は、人件費を除き赤字とならない額、シーツ・浴衣等の洗濯代、消耗品代、光熱費等で設定をさせていただきました。当日は、1組以外の宿泊予約がキャンセルとなり、部屋が空いておりましたので、客室をご用意させていただきました。大広間等を使用する場合は、寝具の運搬作業が増えますので、受

入れられる人数であれば客室を使用する方がやまなみ荘としても新たに用意をせずに受入れが出来る状況でございます。受入れにつきましては、災害対策本部と調整をして決定しております。災害時の受入れ体制として、客室が空いていれば44名の受入れができる状況です。満室の場合は大広間等を利用をできますが、この時の収容人数は25名程度となり、寝具等は合宿で使用するものを準備しますので、冬場におきましては、寝具の数が不足する可能性がありますので大広間の使用は難しいと考えております。やまなみ荘は、村指定の避難所となっておりますが、他の避難所と比較しますと食事、お風呂、寝具など、とても居心地の良い状況であると考えます。

よって、今後の受け入れにつきましては、災害の危険性、地域の実情等を考慮し、その都度災害対策本部で協議して受け入れを決定したいと考えております。また、やまなみ荘の受け入れ体制は、宿泊予約のない客室が割り振ることになるとは思いますが、避難された皆さんの体調等などもありますので、受け入れ後に部屋を移動してもらうことも想定をしまして、料金は部屋ごとの差を設けずに一律同額が良いと考えているところでございます。

次に、各区の防災組織に防災士の配置を、というご質問でございますが、今年の9月1日の村総合防災訓練が終了しました後、午後には、やまなみ荘大ホールで、島田防災士から「助けられる人から助ける人へ」と題して講演をしていただきました。それは、先程副村長が言っています「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業の一環として実施しております。当村は全10区に自主防災倉庫があり、区長さんが会長となって、防災・災害対応を担っていただいているところでございます。しかし、区長さんには任期がありますし、災害対応は自助・共助が7割から8割を占めると言われていますので、当村でも防災士を養成して、さらに災害に強い村づくりをしていくための講演をしていただきました。「防災士とは」は、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのために十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、認定特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証した人のこととございます。「防災士」認証の始まりとなったきっかけは、阪神・淡路大震災の時であり、家屋の倒壊や家具の転倒の下敷きとなった人々が、約8割が、家族や近隣住民が救助したことで、防災に関する知識・技能を身につけた人材を社会的に「防災士」として養成して、社会の防災力の中心になってもらうためでありました。そして、「防災士」になるためには、生坂村で修得しやすい事例といたしまして、松本大学防災士養成研修講座を2日間受講していただき、最終日に試験に合格することと、松本広域消防局の応急手当講習会を受講し、日本防災士機構に申請をして資格審査が通りますと「防災士認証状」と「防災士証」がいただけるということでございます。

よって、「自らの命は自らが守る」災害リスクマネジメント事業の継続として、来年度の元気づくり支援金に、防災士を養成するための受講料などの申請を計画しており、19日の区長会で各区1名を目処に、来年度に防災士を養成していただくようお願いしたいと考えているところでございます。以上、答弁いたします。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 今、村長から2点についてお答えがございました。最初の、やまなみ荘を避難所として利用する件でございますが、私どもの常会でも避難所とする公民館が土砂崩落の危険性があり、住民の家屋を持ち主のご厚意で避難所としてりようさせていただいておりますが、人家を避難所とするにはですね、利用させてもらう人、それから貸していただける人、それぞれの色々な配慮が必要で、これからどうすればいいかと頭を悩ませていた状況でございます。そんな時、古坂区の皆さんがやまなみ荘に避難するとお聞きし、私にはこのようなやまなみ荘を利用するという発想がございませんでした。さすがにベテランの区長の考えることは違うなど関心を致した次第でございます。我々のところもですねえ、避難するやまなみ荘には比較的距離も近いし、高齢者もですねえ、一番は安心して避難ができるという理由で今回このような質問をさせていただきました。素泊まりで2,500円ということございまして、値段は安ければ安いほどいいわけですが、当初から私が想定していたような価格で、この額については異論はございませんが、ただ災害がやってくる、いつやってくるかわかりませんので、その時に都合で避難が出来

ないという事態が発生しますと困りますので、もしそういう事が決定すれば、やまなみ荘に避難することを災害対策本部へリストを提出して、避難の予約等が出来る様にさせていただきたいと思えます。まあ、我々避難所でやまなみ荘を利用する時には、やまなみ荘の方々になるべく負担を掛けないように食事の運搬とか、寝具の運搬は自分たちでやり、避難が終わったら自分たちで清掃ぐらいはすることが当たり前だと考えておりますので、そのような方針で出来ることを考えております。それから、次の防災士の配置についてはですね、各区の自主防災組織は毎年独自に防災訓練を行い、村の防災訓練にも参加して防災力の強化に努めています。しかしながら実際に災害に遭遇すると、一体どの様な指示を出したらいいか、どんな活動をしたらよいかという事が迷ってしまうのが本音です。防災には住民のリーダーとなる人の育成が必要だと言われておりますが、特に今年は自主防災組織の会長である区長の任期が終わり、新しい区長となったことから自主防災組織のリーダーとしても、防災活動のリーダーの経験が少ない人のために、的確な指示や活動が出来なかったものであると私は考えております。自主防災組織のリーダーの会長が、任期が変わって防災力が低下してしまったら、今まで積み上げてきた防災力が無駄になってしまいます。そんなことから各区で防災士を配置し、区長に協力して防災力の強化に努めることを提案いたしました。各区に配置する防災士の養成には、少なくとも1年間ぐらいの優遇が必要ですが、その間に災害が発生しないという保証はありません。防災士が各区に配置できるまでの間、各区の村の担当職員が、区の自主防災組織の会長の区長を補佐し、アドバイザーとなって防災士に代って防災活動が円滑に行われるようにしたら良いと思えますが、村長のお考えは如何でしょうか。また、この事は防災活動に参加する村民にも周知することが必要だと思えますが如何でしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。防災力の強化のために防災士の配置をとという事で、まず1年間は養成に期間がいきますので、地区担当職員を防災リーダー的な立場で区長さんの補佐をするようにというご質問でございますが、議員ご指摘のとおり地区担当職員ある程度、防災、減災の知識は持っておりますので、地区担当職員会議でそのような話をしながら防災、減災についての勉強もしていかなければならない点もございますし、様々な災害がございます。そういう中で地区担当職員も今回の事業にも参画をしておりますし、各区の防災懇談会も出席をしておりますので、そういうところで村民の皆さんに周知をしながら、地区担当職員も災害時には十分その担当地区の防災、減災に対して、また災害対応に対して的確に活動が出来る様に、しっかりと養成をさせていただきたいと思えます。以上、答弁といたします。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 今、村長から防災士の養成、それから地区担当職員をその代わりに当分の間、各区の防災士の代わりの役目をしていただくという事に前向きな答弁がございましたので、是非そのようにお願いを致したいと思えます。以上で私の質問は終わります。

○議長（平田勝章君） 次に、3番、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 3番の一ノ瀬貞男です。通告に基づきまして、一般質問をいたします。最初は防災対策の見直しについて質問いたします。

台風19号による大雨被害は、市町村が作っているハザードマップと浸水地域がほぼ一致していることが新聞で報道されておりましたが、被災した住民はマップを「見たこともない」人もいて適切な行動をとるための手段として活用されていない実態も記載されておりました。また、河川情報についても、防災無線放送で避難勧告を出していたが、「氾濫の恐れ」といった放送で、具体的な地区で避難を呼び掛けなかつた事が背景にあるとされ、消防団が「至急避難」を呼び掛けて始めて避難した人がいることが報道されておりました。また国も地域住民への的確に分かりやすい情報が届くようにするために、災害情報の在り方について改善策を検討し見直す方針を示しています。近年の地球温暖化による影響で、大型台風による被害の危険性を専門家が指摘しており、今後発生する台風の中には、大型で想定外の大雨が予想されるので、防災マニュアル、ハザードマップ、緊急放送、防災訓練の再点検が求められております。10月26日に佐久穂町の災害ボランティアとして役場職員と共に被災地のがれきや土砂の片づけ等の作業を行いました。その時に、町長の案内で被災現場を見て回りましたが、佐久穂町大日向地区での総雨量は500mmを超えているという事で、土石流の発生、道路の崩落箇所は多数、河川の決壊氾濫、住宅床上浸水と過去に例を見ない甚大な被害状況となっております。もしこの台風の進路が少し西にずれていると生坂村でも同じ災害が発生すると思われまます。台風19号による県内アメダス観測点で24時間の最大降雨量が、300mm以上の市町村が東信部で5箇所記録している事が新聞に載っていましたが、生坂村の平成26年10月に各地区で作成した「洪水土砂災害」を想定した「自主避難計画書」の避難基準や連絡体制、避難場所、洪水ハザードマップ等は、近年の台風に見直しが必要と考えます。改善点としては、「ハザードマップ」には100年に一度、1000年に一度と言う抽象的な表現でなく、総雨量が何ミリかと具体的に表示することが必要と考えます。また、緊急時の避難場所や手順は「常に見てもらえる」場所に表示する。防災行政無線放送の「避難勧告や指示」は、明確で具体的な内容を放送する。消防団と連携し搭載車による「避難の呼びかけ」は重要と考えますが、村は今後の台風災害を教訓に、防災対策の見直しについて、どの様にしていくのか、村の考えをお聞きします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは、3番、一ノ瀬議員の質問に対してお答えをいたします。

防災対策の見直しについてであります。ハザードマップに100年に一度のレベル1、1,000年に1度のレベル2ではなく雨量を示すことについてですが、台風19号の後に、第2回の防災懇談会を開催しています。その際の意見で、レベル1は何ミリの降水量で、レベル2は何ミリの降水量で浸水するかをハザードマップに示し、そして避難時に参考になるようにという意見を頂いております。レベル1及びレベル2の浸水区域を示した2通りのハザードマップを作ってはという意見も多くいただきました。これを受け、現在進めています先程来からの事業で作成しているハザードマップはレベル1の雨量時の浸水区域、レベル2の浸水時の浸水区域を示したものをそれぞれ作成し、この際にそれぞれの雨量についても明記するように現在調整しております。

次に、緊急時の避難場所や手順を常に見てもらえる場所に示すについては、調査したところ平成25年、26年に作成した自主避難計画については多くの方が紛失してしまったという結果でありました。現在作成しているハザードマップ、及び避難マニュアルはクリアファイルで綴り、紐で壁や家具などに掛けるように調整をしております。また、現在行っている「自らの命は自らが守る」マネジメント事業の来年度継続申請を計画しており、家庭ごとに災害に応じた避難場所が分かり認識できる仕組みの構築を考えております。続いて、防災行政無線の避難勧告や避難指示は明確で具体的な内容の放送についてであります。今年度の9月1日の総合防災訓練時の放送分に基づき避難勧告の指示の放送を行っております。今後は現在作成している防災マニュアルにより、防災訓練を重ねて行う事により避難が容易にできるよう対応をして参ります。そして消防団との連携による避難の呼びかけについても、現在作成している避難マニュアルに加えていくか検討を

していきます。今まで説明してきた事業「自らの命は自らが守る」マネージメント事業でありませんが、実施している状況下で台風19号による被害がありました。この後に第2回の防災懇談会を行っていますので、その時の意見を参考にハザードマップ、そして避難マニュアルの作成を進めてまいります。以上答弁いたします。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 再質問をいたします。レベル1、レベル2、レベル3では、各降水量を示し、何ミリの降水量で浸水するのか2通りハザードマップに示すことで、避難の際に参考になりますので、良い手法と考えますので新しいハザードマップに入れていく事を提案致します。

また、「自らの命は自らが守る」マネージメント事業の来年度継続申請を計画しており、家庭ごとの災害に応じた避難場所が分かり確認できる仕組みの構築を考えているとの事ですので、今後の取り組みを期待しております。

次に、長野県よると、「第二期強靱化計画のポイント」で「多くの災害を学び、命を守る県づくり」の中で、「集中豪雨などから命を守る水害、土砂災害対策」があります。この中で、大水害に対する「地域の取り組み方針」では、想定最大降雨での洪水浸水想定地域図の策定と周知があります。また地域防災の要である「消防団」の充実強化・自主防災組織の強化と啓発、要配慮者を対象とする避難体制の作成支援・災害における広域福祉支援体制の移行等が記載されておりますが、長野県の第二期強靱化計画について当村についての取り組みについてお聞きします。また、次に避難勧告に関するガイドラインの改定についてもお聞きします「避難勧告・避難レベル4」の防災行政無線で伝達方法について従来は「〇〇川が氾濫するおそれのある水位に達しました。速やかに避難してください。」と放送していましたが、「〇〇地区の方は速やかに全員避難を開始してください」と具体的な地域名に改正されております。当村の避難情報の発令は今後ガイドラインの改定により、どの様な方法で防災行政無線放送を行っていくのか、この2点について村長にお聞きします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、3番、一ノ瀬議員の質問に対してお答えをいたします。

最初に第二期長野県強靱化計画の当村の取り組みについてというご質問でございますが、この計画は第一期計画期間において発生した大規模災害における課題や教訓とするべき事項を整理して、同様な事象が発生した場合に適切に対応するためなどに策定をされております。計画のポイントとして、それを参照にお答えをしたいと思います。先ほど議員からご指摘がありましたが自主防災組織の強化等につきましては、村の総合防災訓練の実施や各施策から考えまして防災教育の推進も行っておりますし、住宅所有者に対する耐震化の普及啓発も実施しております。また、学校、保育所の耐震化、村防災拠点の強靱化など色々な事項に対して実施済みもの、また実施中のものもございます。それから水害の関係でございますが、今までも地域の防災マップや災害時の住民支え合いマップは作成をしておりますし、先ほどから答弁してまいりましたとおり今年度はさらに様々な災害に対して対応できるように地域防災マップを作成をしておりますし、来年度は社協と連携して要配慮者利用施設による避難計画、避難訓練に取り組むことを計画をしております。今までの取組と今後の取組で地域防災力を強化して、災害に強い村づくりを進めていきたいと考えております。続きまして、警戒レベルを用いた避難勧告等の発令についてのご質問でございますが、今年度から様々な防災情報のうち避難勧告等の発令基準に活用する情報について警戒レベル

相当情報として、警戒レベルとの関連を明確化して伝える事により、住民の主体的な行動を促すために、警戒レベル1から5までの発令に変更をされております。当村は9月1日に行いました総合防災訓練の時も、警戒レベル3から5までを発令し村民の皆さんに避難訓練等をしていただいております。台風19号の対応も先ほど副村長が吉澤議員にお答えしたように、気象庁の大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報、大雨特別警報など発表されますと、その都度災害対策本部で協議をして警戒レベル3と警戒レベル4を発令をしたところでございます。特に警戒レベル4の時は時間が8時45分過ぎておりましたので、暗い中避難所にしていいのか、それを各自で判断をしていただくような放送をさせていただきました。状況を判断し、自分の家で安全な場所に避難するか、それか避難所に避難していただきたいという行政防災無線で発令をさせていただいたところでございます。なるべく具体的にこれからも発令をしていきたいと考えているところでございます。以上、答弁といたします。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 今、村長の答弁ですと、集中豪雨などから村民を守るために、避難勧告等に関するガイドライン等を適切に実行していくとの答弁ですので、今後の行政の取り組みを期待しております。最後に地域防災の要である「消防団」との連携強化は極めて重要な役割を果たしております。今回台風19号災害ではレベル3の避難準備が防災行政無線で放送されに、北部の古坂区を私は巡回しましたが、古坂区では区の役員と地区の消防団とが連携して高齢者の避難を進めておりました。消防団と地区と連携が非常に良く図られているなあと感じ、日頃より防災訓練を重ねている地域の絆と共助の成果を感じました。

多くの災害から学び、「自らの命は自らで守る」方法を、多くの村民に広げて行きたいと思えます。これで防災対策の見直しについての質問を終わります。

引続きまして、次の質問に入らせていただきます。「A I活用モデル事業に参加する考えは」をお聞きします。総務省は人口減による職員不足に備え、人工知能（A I）を活用して住民サービス向上や業務の効率化を図る自治体の増加を目指し、複数市町村が共同して関連システム導入・利用するよう促す方針を出しています。単独では導入はコストが高く、小規模自治体への普及が期待できないのが理由で、2020年度に全国7カ所程度でモデル事業を実施し、システム開発には総務省が費用負担するとの報道がなされておりました。

自治体のA I活用例といたしましては、住民からの問い合わせに24時間自動対応のサービスを行う。保育所の入所選考にA I活用で優先順位付けている。戸籍事務にA Iを活用する。各会議の議事録を自動作成する。将来的には施設の効果を予測出来るとされておりますが、今後A Iが更に進化すると事務作業は人間からA Iが行い、少子高齢化に大きく入っていくことが想定されております。職員不足と業務の効率化を図るためにA Iを活用する事業に参加する考えを村長にお聞きいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、一ノ瀬議員の質問に対してお答えをいたします。「A I活用のモデル事業に参加の考えは」というご質問でございますが、議員ご指摘の通り、人口減による職員不足に備え、人工知能（A I）を活用して住民サービス向上や業務の効率化を図る自治体の増加を目指す総務省は、複数市町村が共同して関連システムを導入・利用するように促す方針を決めております。この7カ所程度を予定するモデル事業は、複数の市町村とI T企業でつくるグループで実施することを想定し、どの様な分野でA Iを活用できるか協議し、必要なシステムを開発していただき、総務省は数千万円を上限に費用を負担する方針で、参加グループを公募することです。総務省によると、財源や職員が少ない小規模自治体では、ほとんどA Iの導入が進んでいないのが実情であり、モデル事業の成果やシステム導入の手順などは、同省が「自治体A I活用ガイドブック、仮称でございますが、これにまとめ、全国の自治体に参考にしてもらう」とのことです。また現在、住民の記録や税金、福祉などの業務に使いますコンピューターシステムは、自治体ごとに仕様が異なっており、維持更新費が膨らんでいるのが現状であります。当村は基幹系と情報系に分けて、それぞれに電算共同化を進めておまして、委託料の軽減には努めているところでございます。しかし今後、A Iシステムの共同導入は、人口減で税収の先細りが見込まれる中、自治体の支出を効率化する狙いもあるとのことでございます。

この様に今後はA Iを活用した住民サービスの向上や業務の効率化図るためや複数市町村が共同して関連システムを導入・利用する事により開発及び運用コストを削減していくこと必要となっております。そこで長野県先端技術活用推進課ではA Iを活用した取り組みを推進していくために、来年度より先端技術活用推進協議会を設置する様に進めております。当村もこの協議会に参画して、成功事例等の情報共有や、県と市町村等で共通的に利用できるシステム、基盤、機能等の共同調達に向けた取組を行っていくように考えているところでございます。以上答弁といたします。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 村長の答弁によりますと、長野県先端技術活用推進課でのA Iを活用した取り組みに当村もこの協議会に参画して、県と市町村等で共通的に利用するシステム、基盤、機能等の共同調達に向けた取組を行っていくように考えているとの事ですので、今後の取り組みを注視していきたいと思っております。専門誌によると、A I技術は日々進化しており、5年後には自動運転、家電製品、医療分野、防災技術、事務作業の日常生活の多くにA Iが活用され、少子高齢の人手不足や先進技術に使われ、10年後までの進化は予測できないという事が記載されておりました。我々が、好むと好まざるにかかわらず、今後A Iが身近に入ってくると予想されますので、今から研究、検討していく必要があると思っておりますので、この先端技術活用協議会に参画していくことを希望し、私の質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（平田勝章君） はい、一般質問を続けます。2番、太田議員。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 2番、太田譲です。通告に伴い、村づくり推進室長と村長に質問いたします。この1年、人口減少対策について様々なテーマで質問・提案をしてきていますが、今回は

生産年齢人口増というところをポイントに質問いたします。自主財源の少ない当村としては生産年齢人口が少しでも増加することが重要なポイントとなると考えます。そしてこれは少子化対策にも繋がっていきます。少子化対策については今回置いておきますが、この生産年齢人口というワードで1番の課題はやはり『仕事』です。当村にも企業はありますが大半が中小零細で家族経営が多く、求人をとる企業は少ない。また求人のある職種は建設関係がほとんどで、企業誘致も様々な事情を考慮すると現実厳しい状況、以前当村にあった企業もブルーカラー系、建設業・製造業・鉱業などですね、と職種が限られます。現在、当村で新たな生産年齢人口の確保としては、一般で移住してきてくださった若者世帯とブドウの新規就農者で増やしていくというのが現状だと思います。その他の就職先といえば介護系、もしくは役場や、やまなみ荘、かあさん家といったところがありますが臨時職員や非正規雇用、またパートはあるが正職員雇用は非常に少ない。生坂で生まれ育った若者をみても近隣市町村に雇用はあっても職種、やりたい仕事が少ない、正規雇用の企業も少ない、だから都内や大都会への就職を選択し、しかたなく地元から離れてしまう。また移住を考えている人から見れば、いざ移住をしても今まで身に着けたスキルを活かせる仕事がない、うまく見つかっても中途採用ではなく、その企業は新卒しか受け付けない、また非正規雇用でしか雇ってもらえないので移住に踏み切れない。その他にも理由はあるでしょうが「仕事」という点では主たる要因だと思います。これから「生坂村から通ってもらいたい」、「生坂村に移り住んでもらいたい」それにはどんな支援が求められていて、村としては何がやれるかを模索していかなければいけないと思います。生坂村づくり計画をみても30年度・31年度の個人住民税はほぼ横ばいではありますが、備考欄には「人口の減少や高齢化により増収は望めません」とあります。望めない状況だとわかっているのに計画には増収に向けた施策の取り組みが入っていません。このまま何も策を講じなければ変わりようがないというより下がっていく一方です。村づくり計画は35年度（令和5年度）まで策定されているので計画内に盛り込むのは厳しいと思いますが、新たに就職支援等の施策をやるべきと思うのですが「村づくり研究会」や「知恵の輪委員会」などで就職支援等の話が議論された経緯はあるかお聞きします。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 2番、太田議員のご質問であります。庁内での会議において就職支援等の議論の経緯についてのご質問であります。

若い方、特にご家族がいる若い生産年齢と言われる方が移住をすとなりますと、働く場がないと移住に踏み切ることができない、あるいは同じような住環境であれば働く場所がある所へ移住する、ということは太田議員の言われるとおりでございます。

村内での新たな雇用につきましては、昨年のおくさかの郷オープン以降、農業公社・かあさん家も含めたいくさかの郷関連で12名、本年度になりいくさか大好き隊員も3名を採用いたしました。新たな雇用が生まれてきていますが、移住者の就労の場の確保という点では十分とは言えず、就労支援が課題であることについては、庁内でも認識をしているところでございます。

ご質問の就職・就労支援に関する庁内での議論についてですが、村づくり研究会においては村づくり計画の策定・更新に係る検討の際、移住定住・空き家の活用の項目や、商工振興の項目で雇用機会の創出により若者の定住を図ることが計画されており、そうした計画を策定していく過程で村内の雇用について意見が出されております。また知恵の輪委員会においては、移住定住を協議事項として29年度と30年度に幾度となく検討がされてきており、住環境・子育て環境などと合わせて就労環境も移住定住事業に関する課題として出されております。

それらの会議の中では、課題解決ため村内での働く場所、例えばサテライトオフィスですとか、テレワークなどの誘致、近隣市町村にあります企業との連携、農業の法人化も含めた起業、起こす方の企業ですが、起業といった意見が出されております。村内において農業法人株式会社の設立があり、若い方の雇用の場となっていることを承知しております。こうした良い例も生まれてきておりますので、こうしたことも参考にしながら、移住される方の対象が広がるよう幅広い職種により就労環境が確保するための検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番、太田議員の質問にお答えをいたします。人口減少社会「仕事」についてのご質問でございますが、先ほど村づくり推進室長が答弁したように協議はしてまいりましたが、これとって生産年齢人口の増加につながる施策を講じるのが難しい状況でございます。そこで地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に係る法律が、令和元年12月4日に、今月の4日に交付をされました。この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域づくり人材確保及びその活躍を推進し、地域社会の維持及び地域経済の活性化を図るため、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定める事を内容としております。

当事業は、特定地域づくり事業協同組合を県知事の認可を受けて設立し、その組合が、地域内の事業者、一次産業、二次産業、三次産業、その他団体に対して、地域内の若者や地域外の若者、組合員又はその従事者等の地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図るために、特定地域づくり事業協同組合が地域づくり人材のベースキャンプとなり、国からの財政措置により所得の安定と社会保障の確保を行っていく事業のイメージでございます。

この事業により組合を設立し実施していくことにより、国からの財政措置があり、村内事業者へ安定した所得と社会保障が裏付けされた人材を派遣することができるために人材確保が容易になり、若者の働き場所の確保につながるとともに、村外からのIターン・Uターン者の増加につながるものと考えております。この事業は、私の4期目の公約の一つでありまして、今回の臨時国会において議員立法で法律が成立しましたので、当村はこの事業を進めて、雇用創出による生産年齢人口の増加に結び付くように取り組んでいきたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 村づくり推進室長に再質問いたします。今、村長の答弁の中にも冒頭ふれられましたが、村内に農業法人が設立されたのは私も承知しておりますし、生坂農業において新しいモデルとなっただけのことを強く期待しております。しかし、村内事業者数や事業規模をみても村内雇用はやはり厳しいという現状もあります。そこで答弁の中にあつたサテライトオフィス・テレワークの誘致という村内雇用の可能性もある取組みと、村内に住み通っただけの近隣市町村企業との連携ということがありましたが、答弁の中に、これまでの取り組み状況と進捗状況のほう、改めてお聞きしたいです。また、その中で見えてきた課題・障害等があれば教えていただきたいと思ひます。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） これまでの取り組みの進捗状況と課題・障害についてのご質問であります。先ほど申し上げましたサテライトオフィスやテレワーク等の誘致、また、近隣市町村にあります企業との連携といったことにつきましては、こうしたことが進められれば良いだろうという提案の範囲内で出された意見でございますが、具体的な取組みはされてきておりません。しかし、サテライトオフィスやテレワークにつきましては、もう既に全国で取り組まれており、そうした事例などを見ても当村の地理的環境、或はインターネット環境などの、そういった条件から見ても環境が劣っているとは思っておりません。また、近隣市町村企業との連携に

つきましても、安曇野市、松本市、大町市、大北圏域などは通勤圏内であり、通勤という点からも県内の他の地域を見ても大きく劣っているとは思っておりません。そうしたことから可能性は十分にあると思いますが、例えばテレワーク誘致のための必要な施設整備や企業とのマッチングなどが一番の課題であると考えております。先進事例などを参考に当村として取り組むことがどういった方法がいいのか、そういったことも含めて可能なのかという検討が必要と考えております。以上でございます。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 今答弁のほうであったテレワークやサテライトオフィス、サテライトオフィスのほうですね、そちらの方は確かに他で実施されている場所とそん色なく、劣っているとも私も思っていません。まあ、その辺の先進事例を参考にさせていただいて、特にサテライトオフィスのほうであれば、それなりの人数がその施設に入るようにことになりますし、そちらでそういうスキルをもっている方がいれば、雇用という話しにも繋がりがやすい部門だと思しますので、ぜひ環境整備と先進事例をしっかりと検討していただければと思います。また、近隣市町村の企業という事になりますと、そちらのほうマッチングやはりどうしても、働きたい方は、これをしてい、あれをしたいという当然望みもあるでしょうし、なかなか厳しい部分もあるのではないかなと思う部分もありますが、村としてもそういう働き掛けをすることによって村内で就職を考えている方にとっては選択肢が増えるという事は非常にいい事にも繋がりますので、ぜひその辺も手段を模索していただければと思います。そちらの就職支援という形で、今答弁いただいたのは、ほとんどが雇用に対しての支援という事なんですけれども、最近各自治体の方でも行っているんですが、新幹線や特急などの遠距離通勤者を対象とした補助金を支給するケースが増えてきています。これは人口減少や転出した人を呼び戻すための施策の一つとして実施されています。また、それは社員のメリットとしては、1、地方へUターンする社員や家族が転勤予定の社員でも通勤ができる。2、混雑緩和や座れることが多いためストレスの軽減にもつながる。会社としてのメリットは、制度を利用することで通勤費用負担の緩和が望める。2、職場から遠距離への転居で退職せざる得ない社員を継続雇用できる。それを色々考えて生坂村の方へ当てはめてみても、一つとして都市部への就職のために転居してしまう村民の流出の抑制、2として遠距離通勤がネックで田舎暮らしを悩んでいる家族の移住促進、3、生産年齢人口の増加、4として2でお話しした移住を悩んでいる家族の人達が一緒に移住してもらう事による少子化に対する抑制という形で生坂村にもそれなりのメリットがあるのではないかなと思います。

県内でも佐久市が新幹線通勤に対する補助金、一定条件ありますが、を出しております。佐久市には新幹線が停車する駅があるためこのような補助金を使って移住促進に繋がっていますが、当村でも何らかの通勤補助を検討していくべきではないかなと思います。新幹線の停車する長野駅には約60分、特急の停車する松本駅なら40分、時代も昭和・平成・令和と変わり現在企業でも様々な就業形態があり、最寄り駅に近くなくとも仕事に影響の出ない企業も増えてきています。また、こういった補助金等をつくることで生坂村が働く世代の移住に対して前向きで、強い受け入れ準備があるというアピールにもつながると考えます。そこに併せて移住だけではなく、現在村内から通勤している村民に対しての通勤補助も検討していくべきと考えます。今、村の各種事業に参加し地域活性化に向け頑張っているのは村民の皆さまです。こちらは様々な方法での補助が考えられますが、今回の質問の関連でいえば、例えば、通勤距離に応じた燃料費の助成など上げられるかと思えます。各企業でも通勤手当が出ているかとは思いますが、そこへ更に付加価値をつけることによる生坂に住んで、ここから通うと思うメリット、また村の活性化に寄与してくれている村民に対しこれからも「ONE 生坂」で地域を盛上げ持続可能な村を維持していくという村の強い意思の発信にも繋がると思えます。こういった補助金等の創設に対して、内容等はしっかりと検討していかなければならないと思えますが、通勤補助という形での就職支援を提案いたしますが村長の意見をお聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番、太田議員の質問にお答えをいたします。通勤補助という形での就職支援の提案というご質問でございますが、太田議員ご指摘のとおり通勤手当は生産年齢人口の抑制策に当役場の中でも前から検討をしております。議員ご指摘の新幹線や特急の通勤補助より、燃料費の補助や村営バス「いくりん」とJRの在来線の通勤補助が現実的ではないかと考えております。しかし、当村の財政面を考慮し通勤者の家族構成、年齢、距離、通勤先など、どのように対象者を決めて通勤補助内容をどの程度にするのか、なかなか、まだまだ検討していかなければならないと思っておりますので、課長会議や知恵の輪委員会で検討協議をしてみたいと考えております。以上答弁といたします。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 以前から庁内でもこの話題が上がっているという事を聞きしましたので、行政としても何らかの方策を模索していかなければいけないという共通の認識があるというので、これからもしっかりと検討していただき、ぜひ良い形で何らかの形で結果が出てくれることを望みます。次に、村長の答弁の方にありました特定地域づくり事業について、村長に再質問いたします。この事業は事業協同組合をつくり県の認定を受けるものですが、組合の認定条件の中に「組合・関係事業団体・市町村と三つの間の十分な連携協力体制」という項目があります。そこで生坂で認定を受ける場合には村としてはどのような組合で設立をしてもらいたいというお考えがあるか、構想があればお聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番、太田議員の質問にお答えをいたします。どのような組合で設立をしていきたいかというご質問でございますが、国は集落営農組織・飲食店・介護業者・農家などに人材を供給できるようにするため、事業協同組合を地域の四つ以上の会社や個人事業主などで出資して発足してもらおう事としております。よって当村としましては、総務省が来年6月の施行までに詳細を決めるという事ですので、事務局体制と事業協同組合に出資していただける会社等をどのように募っていくか協議をしていかなければと考えているところでございます。そういう点からも、私としましては商工会の事業者、農業法人、農業の担い手、農業公社、社会福祉協議会、やまなみ荘、いくさかの郷などで働いていただくことや、意欲があれば地域おこし協力隊員の3年後の受け入れも視野に入れております。そして若者がやりがいをもって働く環境と地域内で連携が取れるような組合にして、若者の移住・定住に結びつけていきたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 今回のこの特定地域づくり事業というのは、やはりこういう生坂村みたいなところで事業をしている者にとってみると、終身雇用というか、通年に対して雇用ってなかなか難しく、どうしてもその繁忙期だけとか、そういう事業者、農業の方も多いと思いますので、ぜひ有効活用できるように、何とか認定を受けれるように繋げていっていただいて生坂村の

活性化と人口減少の抑制につながる事を期待しておりますので、よろしくお願いたします。

最後に、質問内容とはちょっと異なるのでお答えは求めませんが、先ほど一ノ瀬議員の中にも多少出てきましたが、先日ノーベル化学賞を受賞した吉野さんも言うておりましたが、そう遠くない未来にはEVの低価格化と航続距離の延長とAIの進歩により、それを合わせた「AIEV」が主要モビリティとなると言われました。早ければ2025年ぐらいには実証実験も本格化するかもしれません。そうなると大都市のような場所では実証実験するには非常に準備等大変で、おそらく場所の選定をするのではないかと思います。当村は高齢化と急傾斜地域の為どうしても交通手段が必要となります。それを「AIEV」により安全で高齢者でも安心して買い物や病院に通えること、これがこれからの日本で「AIEV」の能力を1番発揮できると考え、どこよりも早く手を挙げ国にモデル地域としてもらえるようなアクションをおこすのも生坂村のPRと持続可能な村づくりにも繋がるのではないかと感じたということ、私の気持ちをお伝えして私の質問を終わりといたします。

○議長（平田勝章君） ここで次の質問に入りたいと思いますが、時間も中途半端になってしまいますので、ここで昼食のため休憩したいと思います。再開は午後1時とします。お願いします。

○議長（平田勝章君） 再開いたします。一般質問を続けます。4番、字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 4番、字引文威です。通告に基づき質問をさせていただきます。

台風等豪雨災害時のインフラ設備の維持保全確保についてお伺いします。10月12日から13日かけて東日本地域を襲った台風19号の大雨災害は長野県では千曲川の氾濫で広範囲な浸水災害となりました。当村としては犀川流域で心配された程の被害はなく、込地地区の麻績川流域で一部洗掘土砂崩落損壊がありました。近くの麻績村などは河川の洗掘氾濫が数か所発生し、浸水災害も発生しました。今回の災害は短時間の連続降雨で今までに経験したことのない降雨量で、河川が氾濫水位を越え、堤防を侵食して決壊氾濫が多く発生しました。

それでは副村長にお伺いいたします。村では本年度から既存のハザードマップの見直しを進め、今後の災害予測とその住民の避難方法など安全対策の検討を進めていますが、そのハザードマップの完成時期並びに当村の今後の豪雨災害等浸水対策について、いつ頃までにまとめられるのか予定をお伺いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは4番、字引議員の質問に対してお答えをいたします。

ハザードマップなどの進捗状況であります。「自らの命は自らが守る」マネジメント事業の現在の進捗状況は、各区における防災懇談会を終え、収集した情報を取りまとめ各委託業者へ作業を依頼しております。ハザードマップの作成、災害種別ごとの避難方法や避難所の立ち上げ方など避難のマニュアルを2業者に委託し、ハザードマップは1月中旬ごろ完成の予定であり、ハザードマップが完成し次第マニュアルの原案を完成させ、その内容について再度各区の防災組織に確認していただき細部の調整を行った後にハザードマップ及び防災マニュアルを完成させて、2

月中を目途に編刷する予定であります。なお、完成したものにつきましては来年の3月25日には全戸配布を行なえるように進めております。以上答弁とさせていただきます。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 副村長に再質問いたします。

新ハザードマップは地球温暖化等による異常気象の想定で作成されるもので、その想定がこの村で暮らす村民の安心安全に結びつくものでなくてはならないと考えます。

また、人的被害想定だけでなく、住民の生活基盤に欠かせないインフラ施設についても災害想定をされ、今後の異常豪雨災害に対し浸水対策等を検討し、少しでも安心安全が確保されるような方策を導き出していきたいと思っております。副村長いかがでしょうか。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただ今の質問についてお答えをいたします。

浸水区域がレベル2クラスの方で公共施設の浸水時の対応についてですが、まず避難場所に指定された公共施設につきましては、今回の防災マニュアル及びハザードマップ作成に各自主防災組織の意見を基に、浸水箇所を避けた避難所を選定を行っております。また他の公共施設の浸水については、事前に対象施設を把握しレベル2クラスの降雨時の対応に備えておくことが必要と考えます。そして浸水した場合については速やかに生坂村地域防災計画での、村が管理運営する庁舎、社会福祉施設、学校等についての風水害時の災害の応急活動を定めてあります。定めてありますので、この内容と被害の状況により対応していきます。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 新しいハザードマップについては、進んだ形の検討をされて住民の安心安全に結びつくよう、一つよろしく願いいたします。

続きまして、今回の台風19号の千曲川流域の浸水災害で特筆すべきことがありました。千曲川浸水被害の中で、長野市北部地域の千曲川流域下水道処理場の「クリーンピア千曲」が冠水に合い下水処理場機能が大きくダメージを受け、流入汚水を受けられなくなるような事態となりました。現在は緊急避難的に滅菌処理のみで河川放流している状況で、正常に戻るには相当な時間、約3年ほどと発表されております。と、大きな費用が掛かると懸念されています。

また、利用者には排水量の削減など利用上の規制をお願いして我慢してもらっている状況です。このように生活になくなくてはならないインフラ施設「下水処理施設、上水送配水施設等」に対する浸水対策または機能保持対策について、対応できる範囲の対策が必要ではないかと考えます。

これらの施設が、いざ浸水災害に合いその設備が浸水した場合機械設備、電気設備などは電氣的な部分の絶縁性能が保持できなくなり、結果機器の入れ替え等を余儀なくされると想定されます。それらの機器はその処理システム機能に合わせたオーダーメイドの品物で構築されていて、いざ復旧となっても直ぐに資機材が対応出来ないものも多くあります。浸水被害に合わない対策として機械室、電気室等の浸水防止対策が必要ではないかと考えます。

それでは振興課長にお伺いいたします。このような事態を想定外と予測不能と片付けられない状況にあり、行政として手の打てる事を実施することは必要と考えます。当村としても下水道処理施設として農業集落排水施設が下生野地区、上生坂地区、草尾地区に3か所設置されております。それらのインフラ施設が同様の浸水災害に対しどのような対策を考えられているのか振興

課長にお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） それでは4番、字引議員の質問にお答えいたします。

このたびの台風19号による千曲川流域の浸水災害では、字引議員お話のとおり下水処理施設の多くが冠水し、下水の受入を停止する事態となりました。下水処理施設は、汚水を集めて処理水を放流するため、一般的に川沿いの低地に作られることが多く、当村の農業集落排水処理施設におきましても、下生野、上生坂、草尾の各処理場はご承知のとおり犀川沿いの低地でございます。このような浸水災害に対してどのような対策を考えるかのご質問ですが、浸水しますと電気系統の機械が汚水につかりまして機能が停止するため、汚水を場内で簡易処理し放流する応急処置が必要となります。また侵入水を排水ポンプ等で排出する作業の実施や節水の呼び掛けなど、事前に緊急時の対応について住民、関係機関、委託業者等と整理し、緊急時の体制を整備することが必要と考えます。また、堤防の嵩上げや排水ポンプなどの内水氾濫対策、施設内への浸水対策などハード対策について、今後国の動向に注視するとともに、犀川の日常的な河川管理、洪水時の災害対応等を適時・的確に行うために、国での一元管理について要望してまいります。以上答弁とさせていただきます。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 築堤嵩上げ対策などの国への要望は当然必要な対策と考えます。実施までに相当な時間が掛かるものと考えられます。よって、村としても施設の出来る範囲の対策、インフラ施設の浸水防止壁の設置等を実施し、村民の生活インフラ機能の保持などの安全安心を確保できるよう検討をお願いしたいと思います。

続きまして当村給水水源の安曇野市【明科第3水源地】について振興課長にお伺いいたします。

当村の簡易水道水源として多くの水量を受水している安曇野市高瀬川流域忍野地区にある「水源取水施設並びに送水ポンプ施設」の【明科第3水源地】も安曇野市ハザードマップによれば浸水被害想定地域になっております。豪雨災害時の浸水被害が予想されています。よって、その浸水災害により送水停止となった場合、生坂村に対する分水も出来なくなるもので、そのような事案に対する安曇野市との協議があるのか振興課長にお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 質問にお答えいたします。

当村が受水します安曇野市明科の水源取水施設「明科第3水源地」でございますが浸水被害により送水停止した場合、ご指摘のとおり当村への送水も停止すると思われま。

現在、災害時の分水の対応について安曇野市と協議しておりませんが、被災時には安曇野市も被災しておりますので、当村への早急な対応は難しいと思われまますが、今後検討してまいりたいと思いま。

当村としましては施設復旧までの間、給水車の配備や非常用浄化装置の稼働等の早急な対応が必

要であり、災害時相互応援協定による他機関等への要請等も行うことが考えられます。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 安曇野市ハザードマップですが、浸水想定は概ね100年に一度の大雨を想定していて、このところの千年に一度の豪雨災害は想定されておりません。その場合、高瀬川の堰堤を溢し広範囲に浸水被害が考えられます。上水水源として分水を受けている当村としては、安曇野市に対しそのような浸水災害想定があることを申し入れ、水源送水施設の機能確保についての対策など相談されることを提言させていただきます。

続きまして、村内のインフラ施設の上水道施設、農集集落排水施設、その他施設の浸水被害に対する対策をどのようにされるのか、振興課長にお伺いします。

今回の千曲川流域浸水被害は下水道、排水機場施設等で広範囲で浸水被害を受け、長期に亘る復旧作業が考えられ、住民に大変な不便な生活を強いなければならない状況となりました。当村としても、農業集落排水施設3か所が犀川河川敷に隣接する場所にあり、ハザードマップでもレベル2ではすべての施設が冠水する位置となっております。浸水想定高さについては少なくともレベル1程度の降雨量にも対応でき、又は処理場地盤高プラス1m位までの珠洲について想定すべきかと思えます。国は河川水位上昇対策として堰堤の「嵩上げ等の改良復旧費新設」案を提案されると報道がありました。よって、浸水災害に強い各インフラ施設の改良計画を実施してもらいたいと思いますが、振興課長に見解をお伺いいたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） インフラ施設の浸水対策の考え方という事のご質問でございます。お答えいたします。

当村におきましても、施設が浸水被害を受けた場合、長期にわたる復旧作業が考えられ、住民に対し大変不便な生活を強いられなければならないと思われまます。ハザードマップでも3カ所いずれも浸水想定区域に位置しておりまして、L2では冠水すると想定がされております。字引議員ご指摘のとおり、先ほどの答弁と重複いたしますが、堤防の嵩上げ等の整備、また内水対策により排水ポンプ等の整備、浸水対策などのハード事業について、費用対効果を含めて今後国の支援策の動向等に注視しますとともに、犀川の日常的な河川管理、洪水時の災害対応等を適時・的確に行うための、国での一元管理について要望してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 今までのインフラ施設的设计基準では対応できないような災害に対し何も手を打たないで災害を待つような姿勢は行政としてまずいことと思えます。少なくとも現状より安全側の結果を求められるよう、知恵を絞り安全マージンが高くなる努力が求められると思えます。また、それにより村のインフラ施設が前向きに対応している姿勢が村民または対外的に認知されれば、安心安全な村への移住促進にも結び付けばと考えるところでございます。

続きまして振興課長並びに村長に、生坂村簡易水道事業の有収率改善に向けた「老朽施設更新

並びに耐震化工事」の進捗状況についてお伺いいたします。

私が議員になって、一般質問で平成 29 年 9 月定例会並びに平成 30 年度に「老朽施設更新並びに耐震化工事」を進めることを提言させていただきました。

このところ私の住んでいる草尾区袖山の配水施設関連のポンプ設備が電動弁の機械故障、2 台ある送水ポンプの内の 1 台がポンプ故障で使えず、ポンプ制御機器の故障で送水ポンプが設定水位で停止しない。などの故障が発生しております。

やはり、送配水設備の老朽化が進み故障頻度が増してきていることが原因と思われます。

其の度に断水等が発生し需要家に迷惑を掛けることとなっています。また溢水も発生し有収率を下げる結果となっています。

今年度、上生坂日置神社付近の漏水対策工事を実施していますが、その結果漏水が改善されたのか振興課長の報告を頂きたいと思えます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 漏水対策工事の改善状況という事のご質問でございます。お答えをいたします。字引議員のお住まいの袖山の水道施設の不具合の際には、大変ご迷惑をおかけいたしました。漏水対策工事としまして、今年行いました上生坂区での配水管改修工事ですが、上生坂区排水管改修その 1 工事及び上生坂区排水管改修その 2 工事それぞれ発注をしまして、工事箇所としましてはそれぞれ 2 箇所、計 4 箇所を改修いたしました。その 1 工事では、日置神社とデイサービスセンターの間のデイサービスセンター寄りの 2 工区を 7 月下旬から 9 月下旬の間に工事を行いました。その 2 工事では日置神社寄りの 2 工区を 10 月下旬から今月 5 日までの間、4 箇所の工事の総延長で 340m となっております。漏水の改善結果については、工事完了後すぐ判明するものではありませんが、その 1 工事では、上生坂第 1 配水池の配水流量を工事前と工事後の深夜 1 時から 2 時までの 1 時間で比較したところ、平均で 1 時間当たり 0.7 m³改善しておりました。また、工事直後の感想としまして一部で水圧の上昇が確認されたとの報告もあり、原因として漏水の改善によるものや高低差の変化によるものと考えられるとのことでした。

なお、その 2 工事の結果については、今月に入りまして新たな漏水発生の可能性があるため調査をしておりません。そのほか有収率改善に向けた取り組みとしまして、これまでも行っておりますが湧水を発見した際には塩素の測定を行い、必要に応じて音聴調査を行っており、今年度については 3 箇所ほどの漏水を解消しております。また、8 月には深夜の漏水調査を職員で行っておりまして、近くにもう一度行う予定もございます。新しい取り組みとしましては県企業局の漏水調査機器貸出事業に申込みまして、現在、村内で調査を実施しているところでございます。今後も有収率向上に向けまして、漏水施設の調査・改修に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○4 番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4 番（字引文威君） 漏水調査等の日夜地道な作業は本当にお疲れ様でございます。その実績がこのように客観的な数値で確認されていくことは大切なことでございます。今後も難しい作業ですが、継続して有収率改善のため進めて頂きたいと思えます。よろしく願います。

引きつづきまして生坂村簡易水道事業の「老朽施設更新並びに耐震化工事」の対応について村

長にお伺いいたします。

村は水道事業広域化ならびに更新耐震化工事に対し、本年度【長野県水道事業に係る市町村支援チーム】の指導援助を受けるべく「チーム」に今後の水道の水道事業広域化などの相談をされていると思いますが、有収率の改善に結び付く対策を早急に取り掛かれるように検討が必要だと思いますがいかがでしょうか。現在年間損失し水量と修繕費等で年間1千円近くの損失を出しているのではないかと仮定します。また、分水先の安曇野市も分水単価の見直しも検討したいようなこともあり「ソフトの水道事業の広域化問題」と「老朽施設更新並びに耐震化工事」のハード部分は切り離し、早急にハード事業を進めるべきと考えます。なお、当村にはそのハード事業を担う水道専門の管工事業者が無い貯め、今後どのように工事の対応をされるのかも村長にお伺いいたします

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番、字引議員のご質問にお答えをいたします。

生坂村簡易水道事業の「老朽施設更新並びに耐震化工事」の対応はというご質問でございますが、最初に「ソフトの水道事業の広域化問題」と「老朽施設更新並びに耐震化工事」のハード部分を切り離し、早急にハード事業を進めるべきということでございますけれど、先程、中山振興課長が答弁したように、今年度から、有収率を少しでも向上させるために、上生坂区の配水管の改修工事を行ったところでございます。

また、水道事業の広域化は、水道法の改正により、水道事業は主に市町村が経営しており、小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要であることなどから成立をしました法律であり、長野県の現状は、「長野県水道ビジョン」を策定し、そのビジョンのポイントの一つに、「水道事業の規模の縮小が見込まれる中、経営基盤の強化の有効な手段の一つとして、広域連携を検討していくこととしています。」となっております。当村が広域化の要望はしていますが、「老朽施設更新並びに耐震化工事」のハード事業とは整合性はないと考えております。

よって、来年度も漏水調査を進めるとともに、有収率の向上につながる地域を限定し、財政面を考慮して配水管改修工事を実施してまいりたいと考えております。

次に、当村に水道専門の管工事業者がないという点ですが、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事は、政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、交通省令で定めるところによりまして、その経営に関する客観的事項について審査を受け県知事の認可を受けなければならないとされております。

この中の工程に管工があり、この工種の認可があれば、耐震化された水道管の工事も請け負うことができます。村内にはこの業種の経営審査を受け、管工事の経営審査の認可を有している建設業者が3社ありますので工事を発注する際に、工事額に応じ、管工事の経営審査の認可を有している建設業者で村内外の実績ある業者を業者選定委員会で選定していきたいと考えております。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 今村長のご回答で、漏水対策工事に積極的に進めていただけるとの回答でありましたので、前向きに老朽管の耐震化も含めて進めていただきたいと思います。

「老朽施設更新並びに耐震化工事」を実施するうえで請負業者は、建設業法上は土木工事業、管工事業、水道施設工事業の許可を得ている業者が必要であります。また、今後の耐震化工事に際し、必ず現場に施工技術上の管理をつかさどる者として必要な技術レベルを有した監理技術者、主任技術者の配置が出来る専門業者が担当する必要があると思います。「老朽施設更新並びに耐

震化工事」はそのような専門性が確保できる業者に責任を持って施工を担当してもらいたいと考えます。業者選定においてはそこを十分審査され施工品質の高い業者を選定いただきたいと思います。村長の見解をお伺いします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただ今の質問であります、業者の選定委員会の委員長を私の方で務めておりますので、私から答弁をさせていただきます。4番、字引議員のご質問にお答えをいたします。

まず先程の村長の答弁にありました内容は、建設業法第27条の22で公共性のある施設又は公共物に関する建設工事で、政令で定めるものを発注者から直接請負おうとする建設業者は、交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的な事項について審査をしないとされております。これは先程の村長の説明のとおりでございます。そして、その審査を行う際に施行していくのに必要な国家資格を有した技術者の有無の審査事項の一つとなっております。管工事の業種の認可を受けるには、国家資格の給水工事主任技術者や管工事の施行技術者の有無があり、管工事の業種登録があれば水道用の耐震された管、水道用ポリエチレンパイプ、通称HPP管の施行についても出来るものと解釈をしておりますので、このような業者を選定していくように考えております。以上答弁とさせていただきます。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） はい、有難うございました。一つ、辺厳正な形で選定の方よろしくお願ひいたします。

今回の私の一般質問では、インフラ施設の災害時の機能保持対策に対し質問しましたが、災害時に生活基盤のインフラ施設が使えないことは、とても不便で高齢者にとって長い期間耐え得ることは難しいと思います。よって、村民として少しでも被災が少なくなるよう知恵を絞って改善出来れば幸いと考えております。以上を持ちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（平田勝章君） 次に、5番、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 5番議員の瀧澤龍一です。通告に基づき質問をいたします。

今回は、獣被害に関する事、それからICNに関する事、大城京ヶ倉トレッキングコースについて、この3点についてお伺いをいたします。

最初に獣被害の対策についてですが、6月定例会で防護柵の中に入り込んでいる獣による作物の被害や住民の安全を脅かしている事に対する対策について質問しました。その中で案としてですね、今までと違った対策をとというような事で「獣ゼロの日」というようなものを制定し住民が獣を柵外へ追い出す、或は住み家を排除するなど獣が住みにくくするような活動を提案をいたしました。これに対して「有害鳥獣対策協議会」があるのでそこで検討協議するとの回答を頂いております。今回の地区要望でも課題として要望が出ております。11月15日から狩猟が解禁となり、狩猟地区から逃れた獣が防護柵内にまた入ってくるような事も懸念されます。対応策の進捗について説明を求めます。これを最初の質問といたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 5番、瀧澤議員のご質問にお答えします。

獣被害対策の進捗についてでございます。獣被害対策でございますが、瀧澤議員よりご質問を頂きましてご提案頂きました人海戦術によります追い払いなどについて、議員ご指摘のとおり被害防止に向けた取り組みについては生坂村農作物有害鳥獣対策協議会にて協議したいと回答したところですがまだ開催には至っておりません。

前回村内で有害獣の出没や農作物の被害発生などが日常化しつつある事態に早急に対応するには、簡易電気柵の設置、これが一番効果的であるということや柵の中に侵入した有害獣は猟友会と連携しましてワナ・檻の設置による捕獲が効果的であるとのお話をさせていただきました。こうしたなか10月9日、猟友会の会長ほか役員の方にお集まりをいただきまして、役場会議室におきまして生坂村猟友会打合せ会議を開催しており、11月8日には猟友会の総会に私と担当が出席をしております。会議の中では村内のシカ・イノシシ・熊・猿など獣被害の状況や箱ワナの状況、また豚コレラ等についての打合せを行いました。被害や出没が増えるなか、住民から迅速な対応が求められていることから、今後も村と猟友会とのよりいっそうの連携及び協力体制の強化について確認をいたしたところであります。

これからますます増えることが予想されます獣被害に対応するため、被害防止対策の一端を担っていただく猟友会と調整をしまして、被害防止対策に向けた取組みや支援策の拡充について検討し、今後有害鳥獣対策協議会のなかで協議していきたいと考えております。以上答弁といたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 有害鳥獣対策協議会は、6か月が過ぎたいまだに開かれていない。今回の回答も有害鳥獣対策協議会のなかで協議していきたいとの事ですが、協議会というのはいつ開く予定なのですか。また行政として、どのような取り組み案などを持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問をお答えします。有害鳥獣対策協議会、まだ開催をしてございません。ご指摘のとおり6か月ほど過ぎておりますが、開催の時期といたしましては現在検討しているところでございますが、年明け1月頃を予定をしております。またお話の中でありました支援策の拡充につきましては、まだ事務局案でございますが、例えばワナ、獣のワナの資格ですとか、そういったものの取得の費用について支援をしたらどうかというような事を考えております。また免許を取得した方については猟友会に入ってくださいとの条件を付けてやってみてはどうかと考えております。以上でございます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 最近報道で一頭の猪が町場に出没して、警察をはじめ多くの関係者が捕獲するのに大騒ぎをし、注意喚起をしながら捕獲作業を行なっている様子が報じられています

が、町場では獣による作物の被害というよりは、対人身への危害という、そういった事に重点を置いて対応しているんじゃないかと考えます。

当村内においても、猪や鹿が道路に飛び出して車と衝突する事故や、小学校付近に猪が数頭出没するなどの現実がございます。防護柵を設置するにあたり、作物の被害対策もありますが、農業をされていない人達は人身に対する危険防止を考慮し設置に賛成した方もございます。電気柵では、作物被害の方は防ぐかもしれませんが、そういった人身への危害というそういった面に対しては対策にはなりません。

防護柵の下を掘って侵入する猪などは、柵の点検をしたときは穴が開いている個所を補修しているのですが、逆に中に入っていたものは出られなくなり住み着くような結果となっているものもあるのではないかと考えます。中に入った獣が住み着くような場所をなくす対策や、獣を見たら捕獲か追い出すまでこまめに対応するしかないと考えますが、どのように考えますか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。今議員お話しいただきました通り、今の有害鳥獣につきましては農作物の被害の他に、人身への被害という事も考えられております。こうしたことを踏まえまして、早急な対応も必要だと考えております。また、今お話しいただきました中に入った獣を追い出すというような事でございますが、いま下生坂区でイノシシが出没しておりまして、先週辺りからずっと期間をおいて定期的に出ているという事で役場の方に連絡を頂いております。その都度、猟友会の方と連携を取りまして銃などによる捕獲、また檻を設置しましてそこに餌を入れて捕獲をするという事で、住民と一体となって対策を講じているところであります。こう言った例もございまして、早急に対応するために村としましても猟友会と連携をいたしまして対策を講じているところでございます。以上答弁といたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） いずれにしても、防護柵内に入った獣に対する被害というのは非常に多くなっているんで、それを防ぐためには、やはり警察・猟友会・行政・住民の協働による対応策が必要であります。特に猟友会の皆さんの協力というのは不可欠でございます。猟友会の皆さんも高齢化の問題が出ていっているのではと思います。これからやはり若い人達の育成という事について行政としても考えた方がいいじゃないかと思います。先程ワナの資格について検討しているという事で、若い人の育成のためにも検討してほしいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番、瀧澤議員の質問にお答えをいたします。中山振興課長答えたように、色々と事案がございまして、それに対して当村としてはなるべく担当部署で速やかに対応したり、猟友会のご協力、また村民の皆さんのご協力をいただいて対応しているところでございます。1月に有害鳥獣対策協議会を開催をしまして、どの様な支援策がいいか協議をしたいと思っております。免許取得の補助、又は更新料の補助等もあると思っておりますし、若い皆さんが是非銃やワナの免許を取っていただければ、それだけ猟友会も強固なものになりますので、そういう点も含めた中でしっかり検討・協議を進めたいと思っております。以上答弁といたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 今村長の答えの方にもありましたけども、やはり猟友会の若い人達への育成という、これ農業新聞に今日だったか昨日だったか載っていましたが、やはり獣に対していろいろ対策はしているけれども、猟友会のメンバーがどんどん少なくなって若い人がいなくなっているということで、そこに資格を取るための補助とかそういったものを行っているという事がありました。是非この辺のところやっただけのと、それからこの対応策ですが、先進事例となるような、ちょっと普通とは違った形での施策というところも、是非検討していただければと思います。

獣に関しては以上で、次に、広報手段としてのICNに関してご質問いたします。最近ICN放送で、動画を使った放送が多くなりICNのチャンネルを見る住民が多くなってきているのではないかと思います。これは喜ばしいことだと考えます。ICN放送に関係した内容で、3点ほど質問をいたします。一つは、今1週間の出来事を紹介する番組は、特に村内の行事やイベントの様子が良くわかり今まで行けなかったとか、知らなかった出来事を簡潔にこう面白くまとめて放送して頂いております。村内の情報発信として高く評価ができるのではないかと考えます。道の駅「いくさかの郷」の情報提供の場所や、やまなみ荘など人が集まる公共の場所でICN内容を全部ではなく、この週間の出来事とか、或は観光協会、観光情報ですか、この辺のホームページに載っているようなものも含めてある程度編集してこういったものを村内外の人に生坂の良さをさらに発信できるいい事になるんじゃないかと思いますが、この辺のところはどうでしょうか。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 5番、瀧澤議員のご質問にお答えをいたします。

ICNの週間いくさかニュースにつきましては、本年6月以降、地域おこし協力隊・いくさか大好き隊員として情報発信業務を担ったため隊員となりました西野隊員により、行政が行っているイベントや行事から、地域でのお祭りや活動などを取材・編集し、放送を行っており、最近では取材依頼もあるなど村民の皆様も関心を持っていただき、情報発信業務も一歩前進できたのではないかと考えており、評価を頂きましてありがとうございます。

情報発信をさらに進めるため、そうしたICNで放送した、或は放送している週間いくさかニュースなどの動画を、道の駅いくさかの郷ややまなみ荘で流せばどうかというご提案でございますが、道の駅いくさかの郷では、総合案内におきまして情報提供を行っており、これまでも村の紹介・PRビデオ、道の駅でありますので道路に関する情報、そしてICNの放送を流してきております。ICNの放送につきましては、静止画による村民への情報提供の放送も入っているため、週間いくさかニュースのような村で行われていることを村内外の方々に伝えるという点につきましては満足するものとはなっていないかもしれません。

また、やまなみ荘についてですが、現在玄関ロビーには太陽光発電のモニターが設置されておりますが、これは、専用のモニターで入力端子が限られており映像を流すことはできないものとなっております。昨年、松本山雅FCがJ2リーグ優勝をした際には、ロビーにてテレビを設置して、DVDプレーヤーで記念のDVDを流しました。こういった方法であれば、やまなみ荘で今ある機材で流すことは可能ではあると思います。しかし、やまなみ荘のロビーはそれほど広くなく、新聞を読む方、コーヒーを飲みながら歓談する方、お風呂や食堂、宴会場への通路ともなっており、設置場所や設置方法について検討が必要かと考えます。議員ご提案のとおり

村外の方もお越しいただいている両施設で週間いくさかニュースを流すことは、村内外の方にも村の様子を知っていただけるツールとなりえますので、それらを踏まえ、週間いくさかニュースのデータを活用し、各施設で流していくことを調整していきたいと考えております。以上でございます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 今、週間いくさかニュースの活用については、各施設で流していくことを調整をしたいという事ですので、是非お願いしたいと思います。村内外の方に情報発信となりますので、まああの、やまなみ荘といくさかの郷と言いましたけれども、B&G体育館だとか、或は役場のところとか村内外の人達が集まるような、そういった所での放映の方も含めて検討していただければと思います。

次に2番目ですけれども、番組で放送される登場人物に関してですが、これは本人の了解はいるのでしょうか、という事。それから報道番組等で顔にぼかしを入れたりとかしているものもよく見ます。知らないうちに撮られて報道されることを拒む人もいるのではないかと考えます。

了解を取っているとしたらどのような形でとっているのかをお聞きしたいと思います。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 映像で放送されることへの被撮影者への了解はとっているのかというご質問でございます。

肖像権についてかと思いますが、肖像権は法的に守られるべきだという法的根拠はありませんが、他人が映っている画像、映像を本人に許可なく使用したり、あるいは撮影するだけでも肖像権の侵害となってしまいます。肖像権の侵害となるケースとならないケースにつきましても、被写体を特定できるか・できないか、被写体をメインに撮影したものか、SNSなどで拡散される可能性が高いか、被写体本人の許可の有無、撮影場所はどこか等が代表例となります。

そこで、ICNの放送で使用するために撮影を行う場合ですが、公民館の講座ですとか村が行う教室などの撮影時には参加者に対し撮影することと、ICNで放送する旨を伝えるよう努めており、口頭ではございますがそういったことを行っており、参加者から映さないでほしい、あるいは放送しないでほしいと言われた場合には、可能な限りその方は撮影はしないようにし、編集でも削除していますが、どうしても映ってしまっていて編集でも削除できないような場合には顔の部分を加工して放送しております。また、赤とんぼフェスティバルなど大きなイベント等、不特定多数の方が参加するイベント等では、撮影・放映の許可をいただくことはできませんので、そのまま放送をさせていただいております。公の場でカメラを持ち取材をさせていただいておりますので、その辺はご理解がいただけるものと考えておりますが、放送しないでほしいと言われた場合には、講座・教室などと同様の対応をしていくこととしております。

また、先の質問とも関係をいたしますが、ICN週間いくさかニュースでは村内での放送の時間を決め放送しているものですが、不特定多数の方が視聴できる環境で繰り返し流すとした場合には、更なる慎重な対応をする必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 映像で放送されることへの被撮影者への了解というのは、肖像権の侵害等で必要となる場合が多いという事なので、現在も行っているようですがイベント関係者等の事前の了解というのを是非取って頂いて、後々の問題とならないよう対応をよろしく願います。

ICNの最後ですけれども、お知らせの番組ですもんねえ、以前は、放送内容の一覧を最初に表示していたかと思いますが、今は無くなってしまっているんですが、その辺は一体なんか理由があったのか。また、どんなお知らせがあるか新しい内容があるのかというのは全部を見ないと今わ

からないという非常に不便さを感じております。この辺のところをちょっとお聞きしたいと思っております。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） お答えをいたします。

お知らせ内容の一覧の件でございますけれども、村の有線テレビジョンシステム、生坂村コミュニケーションネットワーク、略称でICNにつきましては、平成18年度に整備され、運用が開始され村内全域を対象に長野県内に放送局を置くNHK、それから民法4社の放送に加え自主放送として行政からのお知らせ等について静止画による放送、今年度途中からは動画の放送を行ってきております。

ご質問の自主放送のお知らせ内容の一覧の放送について確認をしたところ、平成24年4月末まで放送していたことを確認をしました。同じころ自主放送のシステムの更新が行われており、自主放送システムによる一覧の放送はその時に無くなったものと思われまます。これまでの担当者にも確認をいたしましたが、担当者が一覧を作成し放送したということは確認ができませんでしたので、一覧が無くなったのはシステムの更新が理由と考えられます。

そこで、一覧表への対応ですが、自主放送システムによる一覧の作成システムの導入は可能ですが、システム改修費用が掛かってまいります。現システムで一覧を流す場合には、内容の変更があるごと職員が作成する必要があります。お知らせの放送は、その原稿ごとに放送を開始する日・時間、放送を終了する日・時間を設定して行っており、それに合わせ一覧を手作業により正確に更新をしていくには、時間まで考慮することになり、現在のシステム、それから職員体制を考えると職員負担も大きく難しいものと考えます。

しかし、視聴する村民の皆さんが視聴しやすい放送を流していかなければなりませんので、お知らせ内容の一覧を入れ視聴しやすい放送としていくためには、こういった方法がとれるか今後検討をしてきたいと考えております。以上でございます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） ICN番組一覧表については、システムや経費の面で問題があるという事ですが、視聴する人の立場で視聴しやすい放送としていくためには、こういった方法がとれるかという事で検討をしていただけるとの事ですのでよろしくお願ひします。まあこれ、ちょっと時間が掛かりそうなので一つ提案なんですけど、大まかなICNの番組表みたいなものを「広報いくさ」とか、あの辺のところにちょっとのっけていただければ、今どんなものが放送されているかというのが、全体のものでございますけども、その辺がわかるので、また更に見る人が増えるのではないかと感じますので、そのへんのところもまた検討していただければと思います。

最後の質問ですけれども、大城京ヶ倉トレッキングコースについて質問をいたします。大城京ヶ倉のトレッキングが非常に人気となってですねえ、登山者が増えてきています。登頂した人には、記念バッチもできたという事で更に登山者が増えるのではないかと思います。

台風や大雨また松枯れ等で登山道への倒木、岩の崩落等の危険、はしごやロープなどの劣化による危険などが予測できます。この登山道の整備、安全の確認に関する点検等はどのようにされているか説明をお願いします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 瀧澤議員の大城・京ヶ倉トレッキングコースについて、ご質問にお答えをいたします。

大城・京ヶ倉トレッキングコースの整備状況につきましては、毎年、春と秋のトレッキングツアー開催前の4月と10月、「大城・京ヶ倉を広く世に出す会」また、いくさか大好き隊・振興課職員で実施をしているところでございます。この作業の際に登山道の雑木の伐採、倒木の撤去、ロープやはしご、番線の点検・交換を実施しております。そのほか危険な場所や倒木の可能性の有無なども確認しまして、必要に応じ対処しているところでございます。

大城・京ヶ倉トレッキングは大変人気がありまして、ツアーも今年で13年目となりますが、いまでも定員を満たして催行しているところです。トレッキング記念バッチも完成しまして、秋ツアーに参加いただいた方々にもプレゼントし大変喜ばれているところでございます。今後も大勢の方にお越しいただき、安全で安心してトレッキングを楽しんでいただくために、引き続きコースの整備の実施に努めてまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） トレッキングコースの整備をされていると、4月と10月ですか、という事ですが、これは私も山に登っております。きのこ採る時です。あの、この4月・10月以外にもですね途中いろんな人が山に登ってきていて、私もその人達とよく行きあうんですが、その人達が言うには「この登山道は非常に良く整備がされている」という話をよく聞きます。そういった所は皆さん良くやっただいていて私も感じております。ただ、危険個所の点検については、ロープやはしご、番線の点検・交換の実施。そのほか危険な場所や倒木の可能性の有無など確認して、必要に応じ対処しているとの事ですが、この点検に関してチェックリストだとかチェックシート等で、そういったもので記録を残す様な、そんなことはとられておられるでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えします。トレッキングコースの整備・点検結果につきまして、先ほどご指摘いただいておりますチェックシート・チェックリスト、そういったものについては現在ございません。以上回答といたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 大城京ヶ倉トレッキングコースは、間違えば死にもつながるような危険なところが何か所かあります。そういった所にはロープやはしご、或は番線等が施されていますが、この施設の不備で事故が起これば管理責任者の責任というのが問われることになって、また村のイメージダウンにも避けられませんので、これらを防ぐためにも点検マニュアルやチェックシートを整備して、誰が見てもちゃんと出来ている、点検されている、安心出来るという、そんな記録を残すことが重要だと私は考えます。この辺についてはどうでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） お答えをいたします。多くの登山者がお越しいただいて、大城・京ヶ倉ほんとに広く世に出てきたなあと感じているところでございます。ほんとに3年ほど前の春に池田町の方がお亡くなりになった事例もございまして、基本は登山される方が個人で気を付けていただく、それが登山の基本だと私は考えておまして、そこでやはり生坂村でロープやはしごを整備するという事は、まあそれをする事がかえって逆にそれを頼って滑落したというような事になれば当村のやっぱり責任問題にもなってくるかと思えます。しかしそういうものがないと登山道としてトレッキングが出来ないわけございまして、基本的には私春と秋のトレッキングツアーの時に朝ご挨拶の中で「起伏にとんだ素晴らしいコースですが、危険な箇所も多いですので個人の責任において気を付けて登っていただきたい」という事を申しあげております。まずそれが基本だとは思いますが、当村の貴重な観光の一環、一つでもありますので点検マニュアル、チェックシートが必要なものなのかどうか、それをまず研究をさせていただきたいと思えます。以上答弁といたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まあ、確かに登山で登る、それに対しては個人の責任であって、という事は確かにそうだと思います。ただ、そこに設置した設備という事になると、これはどうしてもそこで不具合があれば責任を問われるのは間違いないので、そういった面でのやはり点検をきちんとしているといった、そういったのを残すというのが必要ではないかという事で、検討していただければと思います。それから、危険な場所やいろんな危ない場所をチェックしてるという事なんですけど、おおこば見晴らし台をすぐ過ぎた所に大きな松の木が2本くらいあるんですけどもうそれが完全に松枯れになって枯れておって枝が登山道の方に張り出しているところもございまして。またそこをちょっと過ぎると、非常に大きな岩が割れていまにも落ちそう、いつ落ちてもおかしくないそういったようなレベルに見えるような岩があるんですけど、この辺のところは問題としてあがっておりますでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。今お話しいただきましたおおこば見晴らし台の上でございませうかね、松枯れの太木ですとか、大きな岩が割れて危険なようだと、お話を今聞かせて頂きました。今のお話し、早速これで持ち帰りまして確認をして必要な対応をしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まあ、あれは通ってみれば誰もがすぐに、これは嫌だなんていうか、恐ろしいなって言うそういう。で、危ないとか危険という表示もちょっとないんで、まああの岩は出来れば早く逆に落としてしまった方がいいかなってところもありますので、是非その辺もちょっと見てないようなので見ていただいて、確認をしていただければと思います。山へ登っている人ならたぶん、大概の人は嫌がっていると思えます。あと、点検というのは、4月と10月というイベントがある時という事ですけども、やはり異常気象、台風だとか大雨だとか地震だとか、そういった時があった時には、その後点検というのも中に入れてはどうかと私は考えます。それからもう一点、おおこば見晴らし台に有る、眼下に見える写真と情報が入った掲示板があるんですけど、そこには小舟部落とか日岐部落というような、そういった表現で表示がされております。

これは今、部落というのは無くしておりますので、集落もしくは常会というような表現に代えたもの変えた方がいいかと思えます。この辺はどうでしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 今お話しいただきました、おおこば見晴台にあります看板でございますが、こちらの方で昨日職員によりまして修正の方させていただいております。以上回答とさせていただきます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まあ、大城・京ヶ倉トレッキングに関してはですねえ、非常にそこに参加される方が多くなっている事も有りますし、是非、安全とかその辺のところも考慮しながら益々大勢の方が参加していただけるようにしていただければと思います。まあ、点検の災害時の点検というものは是非含めてお願いしたいと思います。私の方の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（平田勝章君） はい、一般質問を続けます。次に、1番、望月議員。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1番（望月典子君） 1番、望月典子です。通告に基づき質問させていただきます。

本日は大きく分けまして、やまなみ荘の運営について、それと「広報いくさか」誌の活用について質問させていただきます。最初に、やまなみ荘の運営についての対応について二つほど質問させていただきます。令和になって、やまなみ荘の売り上げが伸び悩んでいます。原因は様々あると思われそうですが、資料にあらわれた数字を真摯に受け止めの確な対応を望みたいと思います。そこで最初の質問です。減少率のトップはやはり日帰りの宴会、食堂という事になると思いますが、料理の反応はどうなのか。それと客数が減った原因は何だと思われるのか。やまなみ荘はリピーター客が多いのでメニューはとても重要な要素だと思いますが、どの様な対応をされているのか。和洋中のバランスというのはどうなのか。まず、最初の質問にお答えいただきたいと思えます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） それでは1番、望月議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、本年度の利用状況をご説明させていただきます。本年度のやまなみ荘利用者は全体的に減少しておりまして、4月から10月までの累計を昨年度と比較いたしますと宿泊者数は251名の減、宴会者数は193名の減、入浴者数は1,208名減という状況です。収入額を項目別で比較して

みますと、宿泊代が約 155 万円の減、宴会代約 110 万円の減、食堂が約 43 万円の減となります。

次に、ご質問にありました料理の反応はどうかというご質問でございますが、やまなみ荘の料理の反応はということではありますが、評判は良いと思っております。これは、お客様からの苦情の内容や、送迎でのお客様の会話から感じているところでございます。お客様からの苦情では、主に村内からのものになりますが宴会プランの値段の関係があります。こちらにつきましては村内向けのプランを作りなおして対応をしております。村外からのお客様からは、あまり苦情のご連絡はなく、他所と比べて味や内容が良いということで、ご利用いただいたその日に、次の御予約いただいたこともございます。食堂で開催しております海鮮丼フェアや、スタミナフェアでは昨年と比べまして回数や日数等が違いますので一概に比較はできませんけれども、4月からの累計では約 250 食多く出ており、評判も良かったです。

次に、お客様が減った減少した原因という事でございますが、やまなみ荘の主たるお客様は、高齢の方でのんびりすごしたいという方に多くご利用いただいております、リピーターが多い状況でございます。兄弟会、同級会、お庚申等で多くご利用いただいておりますが、いずれも高齢の方が多く、ご利用いただいている団体の会員の減少や、会そのものの消滅等によりまして、お客様が減っていると分析しております。村内の長寿会も会の数も会員数も減少しておりますので、これは全体的な傾向ではないかと考えます。また、リピーターの中には催しの開催数を少なくする会もございますし、幹事様が変わられたことで設営している場所を変えたということもあるようでございます。宴会も昔ほどお酒をお召し上がりにならなくなってきたと感じておりますので、その辺りも売上が伸びない要因ではないかと思えます。また、インターネットから予約できるシステムを持っておりますが、その宿泊予約では、とりあえずやまなみを予約しておきまして、どこか本命の宿泊施設のキャンセルを待っているということもあるようです。この場合、その本命に予約ができますと、キャンセル料のかからない3日前くらいにキャンセルをされますので、次の集客に間に合わないということもございます。今年度につきましては、夏場からの集客が減っております、皆様にご心配をおかけしております。また、9月には男性浴槽からレジオネラ菌が検出されまして、公衆浴場の営業を停止しまして、多くの皆様にご迷惑・ご心配をおかけいたしました。この場をおかりいたしましてお詫び申し上げます。その節は、多くのお客様より励ましのお言葉をいただきまして、やまなみ荘は皆様に支えられていると職員一同改めて実感いたしました。集客活動としては、久しくご利用いただかないお客様へのご連絡や、生坂村で取引のある企業への連絡など、地道な活動がお客様の掘り起こしに繋がると信じて行っているところでございます。また、役場の各部署に会合等の利用を積極的にお願いいたしまして、忘年会等の御予約をいただいております。

次に、リピーター客への料理の対応という事でございますが、議員ご指摘のとおり、やまなみ荘の料理が良い点はアピールポイントでありまして、お客様に楽しんでいただけるよう、工夫をしているところでございます。この内容につきましては、まず、食堂では定期的にフェアを実施しております。今年度につきましては、海鮮丼フェアを5月と9月、そして今月開催をしておりますし、6月から8月にはスタミナフェアを3回、10月には秋鮭フェアと書きまして秋あじフェアと読みますが実施をしております。11月には災害応援フェアで魚のあら煮定食を提供するなど、話題が尽きないように行っております。ご宴のプランとしては、年間を通して平日ゆったりプランや、やまなみ絶品グルメプランなどをご用意しております、季節ごとには5月～6月には山菜や筍などの山の幸を使った新緑プラン、9月からはお神酒やお供え用の天ぷら等

が付きましたお庚申プラン、11月から2月は鍋コースを充実させた忘新年会プランなど季節に合わせたコースをご用意しております。お客様のご要望をお聞きしましてよりお徳なプランをお勧めいたしまして、ご納得いただいた上で御予約いただいております。また、宴会の団体の様子によりましてお客様に同じ内容をお出ししないようにという事で、料理長が内容を調整いたしまして、女性やご高齢の方が多いた団体の中には、量や盛り付け等も工夫しております。お客様を大事におもてなしし、気分よく帰っていただきたい。お客様が営業マンとなるよう、電話の問い合わせからお礼のお手紙まで、やまなみ荘がチーム一丸となっておもてなししたいと心がけております。それと、和洋中のプランの構成でありますけれども、基本的には和食のプランが多い内容であります。洋食につきましては、平日ゆったり洋食プラン、これはお一人様3,500円をご用意しておりますが、そのようなプランも用意をさせていただきます。以上で答弁とさせていただきます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1番（望月典子君） 色々と工夫を凝らし集客につなげようとしているのは良くわかりました。そこで追加質問をします。説明の中に団体の数も減り、開催する回数も減り、高齢の客が多いという事を聞きました。このピンチをチャンスと捉え、この際思い切ってターゲットを少しわかめにしたら如何かと思えます。女性層、子育て世代にターゲットをしぼって洋食メニューを多くしたらどうかと思えます。例えば、鍋も結構なんですけどビーフシチューとかポトフとか、そういったものにしたたり、もう一つ言うと例えば海鮮丼を冬場はシーフードグラタンみたいなものに代えたりとか、ちょっと思考を変えてやったらどうかかなと思えます。フレンチコースなんか6,000円位で立派なものが出るんじゃないかと思えます。私も女性団体で色々な集まりに出しておりますが、その中でおやきを焼いたり、豚汁を作ったりしながら、みんながたまにはおしゃべりなフレンチ食べたいよね、でもレストランへ行くのはちょっと敷居が高くて、そういうのやまなみ荘でやってくれたらいいよね、なんて言って盛り上がっているのを耳にした事がございます。そういう事を少し考えていただくことは出来ましようか。質問をさせていただきます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。今、ご提案をいただきましてありがとうございます。ターゲットを若い世代に向けて、女性、また子育て世代をターゲットにしたらどうかという事で、メニュー等を今ご提案をいただきました。本年度行ないました秋鮭フェアの中でも、少し洋食向けのメニュー、パスタ等もございましたし、冬にはあったかフェア等で行なって洋食メニューも取り組んではおります。宴会料理といたしまして、洋食プランというのは平日限定しかないものですから、そのあたりまた検討させていただきたいと思えます。以上で答弁とさせていただきます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1番（望月典子君） 今の説明で、まあ洋食コースもいろいろあるという事がわかりました。でも、あまり周知されていないように思えます。なんか皆知らないんじゃないかなという気が

します。年末のチラシには宴会、鍋料理いろいろ出ていましたけど、洋食コースは無かったように思います。味は一定以上の評価を得ているわけだから、もっとおおいばりでは是非いろいろ自信をもって宣伝をしていただけたらいいと思います。

次の質問に移ります。宿泊客へのサービスについてです。ロビーでコンサートを開くという考えは如何でしょうか。例えば朗読とか、ギターの弾き語り、マジックショー、そういうものを夕食の後の楽しみにちょっとやっていただけたらとてもいいと思います。夏場は合宿とか夏休みの子供連れとかで、結構客数が、宿泊客も上がったりしますが、冬場ちょっと宿泊客の数が落ちるように資料で感じましたので、そういう時にロビーコンサートをやったらどうかなと思って提案させていただきます。どういうふうにお考えでしょうか、お願いします。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） お答えをさせていただきます。ただ今ご提案をいただきましてありがとうございます。議員がご指摘された宿泊客にむけたサービスは、今現在実施はしておりませんが、毎月行っております定例会で検討させていただきたいと思っております。通告によると夕食後の楽しみという事でごさいますので、時間的には午後7時から8時くらいというところではないかと思っております。この時間につきましてはご宴会のお帰りになるお客様、お風呂をご利用になるお客様などがロビーをお使いになっているかと思っておりますし、玄関から浴場までお客様の通路として、また食堂から宴会場までは飲み物を運ぶということもございますので、いろいろな状況を想定して検討してみます。以上で答弁とさせていただきます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1番（望月典子君） そのロビーコンサートなんですが、確か5年以上前になると思いますが、やまなみ荘へ泊まった若いミュージシャンの方がいらっしゃって、その方は村へ演奏にいらっしゃったんだか、ついでにお泊りになったんだかやまなみ荘へ宿泊されまして、その時の泊りの時の夜、自発的にギターをもって下のロビーで演奏をしてくださいました。まあ観客は突然だったもんでほんとにチラホラとしかいなかったんですけど、とってもいい雰囲気、ああこういう事いいんだなあ、私はその時思いました。そういう事を、もし定例会で参考になさったらどうかなと思っております。以上でやまなみ荘関連の質問は終わります。

次に、広報いくさか誌の活用について質問をいたします。新聞によく載っている「あげます。ください。」コーナーを設けることはどう思われますか。例えば、家庭で出る剪定木ですがゴミとしては大き過ぎるし、燃やすことは原則法律で禁止されているし、放置すれば邪魔になるし、もし欲しいって言うってくれる人がいればお互いに助かるのではないのでしょうか。如何でしょうか。お願いします。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、推進室長。

○村づくり推進室長（藤澤正司君） 1番、望月議員の広報誌の活用についてのご質問にお答えをいたします。

広報いくさかにつきましましては、毎月の全戸配布の文書配布に合わせまして、村内の出来事、行政情報、その他国・県、公益性の高い団体等の情報・お知らせを掲載し発行しております。ご覧を頂いていることとは思いますが、もう少し具体的に言いますと、例えば、村が実施した各種事業の様子をお伝えしたり、多くの村民の皆様にご参加いただけるよう実施を予定するイベントや

事業の事前の告知、それから行政として公開をしなければならない行政情報の公表、小中学校の児童生徒の様子、消防署や歯科診療所などからの暮らしに役立てていただきたい情報など、村政への理解と協働を推進するために、村の施策等に関する情報を村民の皆様にご提供をしております。ご質問の、新聞に掲載されている「あげます」また「ください」のコーナーを設けるというご提案につきましては、そうしたコーナーを設けることで村の皆様の個々の問題が解決されるということは多少なりあるかもしれませんが、一方、ただ今申し上げました行政の情報をお伝えするという本来の趣旨を考えたとき、個人に関わることに公費を使って掲載していくという事はどうなのか、という懸念が生まれますので、広報誌へのご提案のコーナーを設けることは困難ではないかと考えております。以上でございます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1番（望月典子君） 実はこの質問は1人暮らしの女性の住民から剪定木の始末にとっても困っているという話を聞き思いつきました。また、お父さん頑張る会も高齢化が進んで大きな冷蔵庫とか重たい物を引取に行ったりするのはとても困難だという事も聞きました。わずかなスペースに情報を載せてもらって、お互いに困っている人が助かる。それには村の広報誌が一番だという発想でしたが、言われてみれば確かに個人的な問題ではあります。少し私も勉強不足を実感しているところです。小さな言い分、小さな悩みを拾いあげていく事も私の仕事だと思っております。他にもまだ方法があると思えます。今回はこの質問に納得をさせていただいて、もう少し勉強をしたいと思っております。私の質問はこれで以上です。終わります。

○議長（平田勝章君） はい、ここで休憩にしたいと思います。再開は14時50分とします。

[暫時休憩]

○議長（平田勝章君） はい、再開いたします。続けて一般質問を行います。8番、市川議員。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 8番、市川寿明です。私は今回、聞こえのバリアフリーに行政のサポートをとという問題を提起したいと思います。まず、冒頭いきなりですが、ある自治体の私共党議員らが実施した難聴と補聴器に関するアンケートに寄せられた声を2・3紹介したいと思います。人の言っている事がわからないために誤解を生じる。電話は聞こえない、全て辛い。耳が聞こえないのはかなり悲しいです。大切な事は何回も聞くなりして対応していますが、会合などはつい控えてしまいます。もう一つ、聞き返しが多いです。トンチンカンな返事をする事も有ります。テレビを見ても理解できない事があります。この生活から脱却したいです。このアンケートは当村で実施されたものではないので当然村民の声ではありませんが、かといって、同じ住民の切実な実態が何え参考にするも不適切さを指摘されるものと考え流用して聞いていただきました。

今高齢者は70歳台の男性23.7パーセント、女性10.6パーセント、80歳では男性36.5パーセント、女性28.8パーセントの人が難聴者となっていると言われております。いわば3・4人に1人という事になりますが、また国立研究機関の調査では65歳以上の半数が難聴であるという推計があり、生活の質の低下につながるという実態や難聴が認知症のリスク要因であるという指摘もあ

ります。こうした視点を踏まえ、当村においても聞こえのバリアフリーの重要性を鑑みて今回の質問としたいのです。しかし、私共の個人の自力ではなかなかそのその実態を調査をするには時間が掛かりますので、この際行政に率直に伺いたいと思います。

まず、難聴者患者の実数は把握されているものがあるのでしょうか。あるとすれば、高齢化が進んだ、高まる中で最近の増減傾向はどのようなのでしょうか。また、把握が出来ていなくても実際に村民からの難聴に関わる何らかの相談を受けた経緯はないのでしょうか。とりあえずこの問題にお答えをお願いします。所管の課長をお願いします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは8番、市川議員の聞こえのバリアフリーサポートについてお答えいたします。

まず始めに、加齢性難聴者の実態は把握しているかについてお答えいたします。

当村におけます難聴者については、身体障害者手帳の聴覚障害者については2名の把握をしております。

加齢性難聴とは「年齢以外に難聴の原因がないもの」を言います。聴覚に関わる細胞の減少・老化により、聴力が低下をしていきます。通常は50歳を超えると聴力が急激に低下し、60歳以上になると会話の面で不便になり始めます。しかし、進行状況は個人差が大きいので、40代で補聴器が必要になる人もいれば、80代を超えてもほとんど聴力が低下しない方もいらっしゃいます。

加齢性難聴は、低音域ではあまり聴力の低下はありませんが、高音域において聴力の低下が非常に顕著であります。低い声で話しかけると聞こえることはこのことから言えます。

加齢によります難聴者については、実数は把握していませんが、健診や健康相談等を通じ、普通の声よりは大きい声で対応が必要な人がいることは承知をしております。また、「耳が遠くなった」と訴える方もいます。

本人の耳が遠くなったと感じるのは、日常生活の中で気づくものであり、それによる日常生活への支障の程度は、その方の生活環境にもより個人差があります。

従って、補聴器を使用するかどうかは、その人の生活の支障の程度によって選択されてことが多いです。

難聴者には日ごろから「聞こえが悪い」ことを周囲に知っておいてもらうことを伝えていきたいと考えております。そうすることで、周囲からの配慮や支援が得られ、日常生活が過ごしやすくなるのが考えられます。

突然聞こえなくなったり、めまいなどの他の症状がある場合は、他に原因となる疾患が疑われるため、放置せず、早めに受診することを勧めております。以上答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 加齢難聴者の数は把握されていないが、いることは承知していると答えられたかと思いますが、これを聞いて、補聴器の使用に関しては当人判断任せで、あまり積極的に行政も、方で取組みや検討なりを進めていないように伺いましたが、課長の難聴に対する対応策の認識を聞かせていただきたいと思います。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、対応策の認識、早期発見等についてお答えいたします。

一般に、視力につきましては定期的に検査をしますが、聴力はいかがでしょうか？
50歳になるまでは10年ごと、50歳以降は少なくとも3年に1回は定期的な検査を受けることをお奨めしております。

私たちは音を脳で聞いています。難聴を早期に発見する必要がある理由の一として、内耳と聴神経が繋がっている事があります。したがって、聴神経が正常に機能するためには、「上流」にあたる内耳から、「下流」にあたる聴神経に適切な刺激が送られる必要があるからです。音が届かない状態が長くなればなるほど、音を聞く能力を再び身に付けるのもより困難になってきております。そのような方からご相談を頂いた折には耳鼻科の受診を奨めさせていただいております。専門医による診断によって身体障害者の取得等に結び付けていくことが重要であるからです。以上答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 今回の答弁の中で、ちょっと言葉尻を捉えるようで失礼かとは思いますが、早期治療という言葉が今聞かれましたが、新聞等で報道されている例えば慶應義塾大学医学部耳鼻咽喉科教授の小川かおるさんという方のインタビューが新聞に載っておりましたが、この中では、いわく、現段階では加齢性難聴を治療する方法はないとの事であります。まあ、現状では両耳聴力が70デシベル以上でないと聞き取れないなど、かなり重い難聴でなければ障害認定による補聴器購入補助が受けられません。一方、WHOは中程度難聴の41デシベル以上の場合に補聴器の使用を推奨しているようであります。また他の、今小川先生の紹介をしましたが、他の専門医師からも早期からの補聴器の使用の重要性を強調される方もおられるようですけれども、この補聴器使用の有効性については課長の認識を改めて伺いたいと思います。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） ありがとうございます。今市川議員がおっしゃったように補聴器の使用につきましては、できるだけ早期に装着をされるという事が聴神経への刺激が常に行き渡るといふ部分で非常に有効性はあるというふうに考えております。そして70デシベル以上でなければ現段階では身体障害者の対象にならないという基準はございます。で、それ以下の60デシベルの方々につきましては今後も対策として考えていかなければいけないものというふうに認識をしております。以上答弁とさせていただきます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 今回の段階では、例えば健診の折りに問診かなんかで難聴に関するような聴収と言いますか、設問などで実態を把握しようとする事はやられてきていないという、そういう事で再確認したいと思います。そういう事でしょうか。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） お答えします。おっしゃるとおりでございます。あの一、健診の問診票の中に、聴力に関する問診事項というものは設けてございません。今回ご質問を頂きましたので今後村の集団検診等の中に耳の聞こえについての問診項目1行入れるだけの事でございますのでご指導いただきました事を課内に持ち帰りまして保健師と相談しながら、あと他の市町村、それから専門医等とも相談をさせていただきながら、その項目を入れることについてはまた今後検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 難聴者の支援方針、村長如何でしょう。特にその障害認定外の中等度の難聴者への支援とか指導については、いかように考えておられるでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員の質問にお答えをいたします。認定者外の支援・指導につきましても、健診や健康相談の場面で聞こえに関して悩んでいる方、不便を感じている方については専門医の紹介をさせていただいております。まれに耳垢が聞こえの悪さの原因になっていることもあります。これは伝音性難聴に区分され、無理やり取ることによって内耳表面を傷つける可能性があるため、同様に専門医を紹介をしております。

次に、補聴器使用を進めるための支援の充実に取り組むという事でございますが、今回の質問に対しまして、聴覚で身体障がい者手帳を取得されている方が少ないことが明らかになりました。

耳鼻咽喉科で聴力検査を受けると、難聴があるかどうかを知ることができます。補聴器は伝音性難聴に対しては最も効果があります。しかし、感音性難聴の人が補聴器を使用しても、騒音に囲まれた場所では効果がなかったり、離れた人の声が聞こえにくいなど難点がございます。

補聴器は、一人ひとりの難聴の特性に合わせて処方された適切な機種を選択しなければ役に立ちません。補聴器のフィッティングに携わる専門家として、補聴器相談医と認定補聴器技能者が全国に配置をされております。

補聴器の装用を進められた場合は、健康福祉課にお問い合わせいただければ、補聴器専門家をご紹介いたしますのでご相談いただきたいと考えているところでございます。以上答弁といたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 課長の答弁も村長の答弁も、現状の実態に対する認識がないためか、ちょっと積極的な取組みが、姿勢が見られないわけであります。もちろん私も掴んでいないのでこれ以上の強いことは申し上げられませんけれども、冒頭に紹介したようなアンケートをとったり、多くの声が寄せられますし、先ほど65歳以上は半数近くというような事も言われているということから言えば、やはり村内においても中程度の難聴の方がいられるのではないかと、またそ

ういう人達が相談する機会が、まあ自分から意識をもって言わない限り相談する機会に恵まれていないというのが現状だというふうに思うんです。であの、補聴器に関して、やはりちょっと他の新聞でも紹介されているこの方は、肩書き長いので省略しますが、新田さんという某診療所長の方ですけれども、いわゆる補聴器の役割をやはりインタビューで答えている新聞を見たもので紹介しますと、「補聴器で言葉を聞き取れるようになるには沢山の環境音や雑音に慣れる補聴器リハビリが必要なんだ」という事ですね。大事なことは二つあって、毎日朝起きて夜寝るまでの間、常に補聴器を着けて音を聞くこと。装着時間が短いと脳が変化をしないという事であります。きちんと調整された補聴器でリハビリを続けると何歳からでも脳は確実に変化していくんです。もう一つは、三か月間、ちょっとやはり最初はつらいんですけども、三か月間続けること、焦らずにリハビリを続けることという事で補聴器を着けてリハビリを行うことによって先ほど課長が言われたように脳の方が変化をして音を捉えられるという事になるそうです。まあそういう補聴器の役割の医療的な情報だとか知識、また同じ補聴器を使っても調整等にあまり気を使わずに、もういいやって外しちゃってる方も結構聞きますけれども、こういった補聴器は調整が非常に重要だっている事も言われております。そういう、せっかく結構高価な補聴器のようでありますので、そういったものを有効に生かすという問題やら、補聴器の購入費、これも医療費控除の対象になる場合もある、という事も有ります、言われております。言われておりますというか、そういう事だそうです。ですからこういう補聴器に関する情報なりがほとんど今発信をされていないのではないかと。先程も「広報いくさか」の話もありましたが、こちらではハッピータイムなりの歯科診療所長さんのいろんな情報提供が度々されておりますけれども、やはり難聴に関するものが発信されてないので、こういうところにも一つ行政の役割として大事な仕事があるのではないかとというふうに思います。それからまあいろいろ前後しますが、価格の問題ですが片耳だけで10万円前後というふうに補聴器は高価なようであります。2～3万円の程度のものでは集音器であって補聴器ではなくて、やはり先ほど言った身体と共に変えるという役割を果たさないそうでありますので、こういう補聴器の大事なことをやはり周知していただきたいというふうに思います。ちなみに、こうした補聴器購入に関しても長野県下では木曾町が65歳以上の必要な人に取得制限なしで補聴器購入に3万円の助成をされております。欧米では補聴器購入に関しては公的補助制度があるようでありますけれども、日本では一部の自治体、今現在では20自治体のようでありますが、高齢者の補聴器購入に対して補助を行っております。補聴器のさらなる普及で高齢になっても生活の質を落とさず心身ともに健やかに過ごすことが出来、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることにもなる訳であります。同時に、国においても加齢性難聴者の補助金、補聴器購入に対して公的補助制度を創設することを求める運動、まあこういう意見書の提出も27議会が提出しているようであります。長野県議会もその中に含まれております。補聴器支給は本来保険適用で行うべき事業で、かつての白内障眼内レンズ手術の時のように医療保険適用にしていく要求を進めていくことも重要だと考え私共もそういった住民運動もあわせて共に努力をしたいと思っておりますが、やはり行政努力の必要性も強調したいわけですが、村長そんなことを如何受け止めますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員の質問にお答えをいたします。木曾町では3万円の助成という事で、補聴器の購入補助も20自治体で全国でも行われて、また運動も27議会で行っているという事でございまして、難聴が認知症にもつながっていくような事案もあるという事でございますので、健康福祉課の方が専門でございますので、そちらの方でそれぞれの市町村の取組も参考にさせていただき、今市川議員からご提案いただきました内容を検討をさせていただきたいと思っております。以上答弁といたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 前進した答弁を頂きました。人生今100年時代というふうに言われてますけれども、ほんとに人生を豊かに過ごすためには、聞こえという問題は避けて通れないという事でありまして。子どもの難聴や現役世代の問題も含めて、一人ひとりが豊かに生きていくことが出来る社会を作るために、聞こえのバリアフリーに向けた行政の支援サポートが必須となっていることを再度指摘申し上げて質問を終わりたいと思っております。

○議長（平田勝章君） 以上で、一般質問を終わります。

◎日程3・委員長報告（午後3時17分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程3、この6日に上程し、各常任委員会に付託いたしました、議案第41号から議案第48号までの条例案8件、令和元年度補正予算6件の計14件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（平田勝章君） はじめに、総務建経常任委員長、字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） それでは、総務建経常任委員会審査報告を行います。日時、令和元年12月9日午前9時から、第3会議室において開催いたしました。出席議員は、字引、瀧澤、吉澤、一ノ瀬4名です。行政の方からは、村長、副村長、藤澤会計管理者、真島係長、日岐係長、湯田係長、振興課長、藤澤産業係長、橋詰（坂爪）建設係長の出席で開催いたしました。

本会議にて付託された事件は、12月9日に総務建経常任委員会を開催し総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け、慎重審議の結果それぞれ次のとおり決定しましたので、会議規則76条の規定により報告いたします。

議案第41号 生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案について 全員賛成、可とすべきと決定。

議案第42号 生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例案について、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第43号 議案第43号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第44号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第45号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第 46 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第 47 号 生坂村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例案について、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第 48 号 生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案について、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第 49 号 令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】について、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第 51 号 令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】について、全員賛成、可とすべきと決定。

議案第 53 号 令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】について、全員賛成、可とすべきと決定。

次に、審査の経過につきまして主なものについてご報告いたします。

議案第 41 号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案」について、フルタイム職員とは、との質問に、やまなみ荘料理長、副料理長、支配人、就労センター関係 1 名、健康福祉課関係 1 名が該当するという事でした。フルタイム職員とパートタイム職員の予定人数は、との質問に、これから各部署の該当者とのヒヤリングを実施し、確認をしてその結果を 3 月定例議会で報告予定です、とのことでした。また賃金水準については東筑 5 村と調整し足並みを揃えていくというお話でした。

議案第 42 号「生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例案」について、高度の技術を必要とするフルタイム職員とは、との質問に、やまなみ荘料理長、副料理長などが該当するという話でした。

議案第 43 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」について、公益法人、社協、農業公社への職員派遣に関する事が、生坂村では少ない職員では派遣は難しいのでは、との質問に、難しくなっているという回答でした。

議案第 44 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、議会の議員のなり手不足の対策として若手議員創出のため議員報酬の改正をしなければならぬと考える、との意見がありました。

議案第 45 号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について、特に意見はありませんでした。

議案第 46 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」、ラスパイレス指数と現在の職員の平均年齢は、との質問に、ラスパイレス指数は平成 30 年度は 95.8、平成 31 年度は 95.1 に改善していて、現在の職員の平均年齢は 40.6 歳となっているとのことでした。

議案第 47 号「生坂村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例案」について、森林管理環境法の制定で、国から地方自治体に平成 31 年度から森林環境税、初年度約 60 万円が村に譲与されるがどのように基金の運用を考えているのかとの質問に、まずは基金として管理し、また個人地主にアンケート等で森林活用の意向確認を実施し、村の森林管理条例を制定し県の支援を受けながら運用基準などを決めていく必要があるとの回答でした。

議案第 48 号「生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案」について、特にございませんでした。

議案第 49 号「令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】」について、総務課関係、CATV 施設維持管理費の修繕費 1,859 千円と、その他財源の内容はとの問いに、修繕費は込地地区の落雷事故修繕工事費です。その他財源は保険金からの充当財源とのことでした。総務管理費の臨時職員の賃金は、との質問に、12 月から 3 月までの賃金を計上したもので、村では新規採用枠を広げていますとの回答でした。振興課関係、農業振興産地パワーアップ事業補助金の使われ方は、との質問に、5 名分の補助内容で乗用モア、スピードスプレーヤー、ハウス購入の補助金です。との回答でした。住宅耐震診断にはいくらぐらいかかるのか、との質問に、昭和 56 年以前に建てられた建物対象で 1 軒当たり 65 千円との回答でした。込地・入山林道の災害復旧の村の負担は、との質問に、村負担は無いとの回答でした。

議案第 51 号「令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】」について、経営管理費

の工事請負金 30 万円の内容は、との質問に、緊急対応の漏水修繕工事費です。との回答でした。

議案第 53 号「令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】」について、浄化槽整備推進事業経営管理費の修繕料の内容は、との質問に、上野農村公園浄化槽蓋の取り換え工事費で 43 万円の費用で不足分の 28 万円を計上するとの回答でした。

その他として、若者定住住宅の建設概要がわかる図面を開示しては、との質問に、設計立面図等を開示しますとの回答でした。

陳情書の継続審査について、9 月定例会で米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する決議案採択のお願いは、審査内容に動きがなく廃案とすることといたしました。

以上、総務建経常任委員会審査報告といたします。

○議長（平田勝章君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） なければ次に、社会文教常任委員長、望月議員。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1 番（望月典子君） 委員長の報告をいたします。生坂村議会議長、平田勝章殿。社会文教常任委員長、望月典子。12 月 6 日の本会議で社会文教常任委員会に付託された議案 4 件について 10 日に委員会を開催しましたので、その結果をご報告いたします。午前 9 時より村長にご臨席いただき、出席者は当委員会委員 4 名、説明者として教育長、教育次長、健康福祉課長、住民課長、関係部署係長 4 名です。詳細に説明を受け、慎重に審査した結果を順次ご報告いたします。

まず、議案第 49 号 令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】については、健康福祉課、住民課・教育委員会、全てにおいて全員賛成で、原案の通り可とすべきことと決定しました。

関係部署の主なものを報告いたします。最初に健康福祉課です。高齢者生活センターの入居の状況はどうなっているかの問いに、現在入居数は 11 室、全部で 16 室あるが古い建物の方が 9 室、新築の方が 2 室入っている。現在 2 名の入所申し込みがあり、審査を進めている状況との説明がありました。老人福祉費の委託料としての補正は、高齢者生活福祉センターの宿直職員が代わり夜勤専門となり、通勤するようになったことから今までの住み込み宿直員より報酬が上がり、労働基準監督署の指導を受け適切な給料を決め不足分の補正をお願いするものとの説明を受けました。宿直職員はフルタイム・パートタイム任用職員の報酬、期末手当の条例に移行するのでは、との問いに、働き方改革がどの様になるかによるが現在ではまだその段階ではないとの回答がありました。保険総務費の扶助費は出産祝い金が予定より大幅に必要なになったためとの説明があり、委員からも出産が多くて喜ばしいことだという感想がありました。

次に住民課関係に移ります。福祉センターへの繰出し金と職員手当の補正という事で、詳細は議案第 50 号の福祉センター関係へ持ち越されることとなりました。

教育委員会関係です。学校関係で光熱費等の予算を最初から多めにとり、その後の補正がないが、料金はだいたい予測できるのだから適正な予算をたてて足りない時は補正をするというのが正しいやり方だと思うが、との問いに、村長から今後は新しい教育長がしっかり査定するとの回答がありました。議案第 49 号 令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】の報告は以上です。

次に議案第 50 号 令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】についてです。全員賛成で、原案の通り可とすべきことと決定しました。

内容を報告します。施設の修理費の大ホールの外壁とはどの部分で大きさは、という問いと、また消防関係とは、という問いに、場所は歯科診療所の上で部分的な補修と説明があり、消防の事はやまなみ荘の 2 階屋外のベランダから避難梯子を下す際にしっかり固定させるための設備費用との説明でした。修理費の中に車の事が含まれていないがマフラー、サイドミラーが壊れているがとの指摘に、把握していないので確認するとの回答があり、運行管理表は有るか、チェックはしているかという問いには、運行後の報告と点検はしているとの回答に、委員から運行前にす

るべき、また運転が少し荒っぽいとの指摘があり、運転者に注意徹底させるという返事がありました。他に料理の材料の仕入れ方法を改善する余地があるのではないかとの意見があり、近隣の村の同じような施設を調査してみるとの回答がありました。議案第 50 号 令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】の報告は以上です。

次に、議案第 52 号 令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】について、全員賛成で、原案の通り可とすべきことと決定しました。

内容を報告します。システム開発費補助金についての問いに、国保の資格取得等また、喪失した保険の不正使用の確認等を医療機関で出来る様にオンライン化するためのシステム改修の準備金と説明がありました。議案第 52 号 令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】の報告は以上です。

次に、議案第 54 号 令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】についてです。、全員賛成で、原案の通り可とすべきことと決定しました。内容を報告します。特に質疑は出す、地域の支援をするヘルパー職員の給料、手当等との説明でした。議案第 54 号 令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】の報告は以上です。

これをもって、審査の結果と経過を申しあげまして社会文教常任委員長の報告といたします。終わります。

○議長（平田勝章君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。

◎討 論（午後 3 時 39 分）

○議長（平田勝章君） なければ次に、討論に入ります。

ただ今、委員長報告がありました、条例案 8 件、補正予算 6 件の計 14 件について、一括して反対討論のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） 最初に、反対討論は ありませんか。

○議長（平田勝章君） 次に、賛成討論は ありませんか。

○議長（平田勝章君） なければ討論を終結いたします。

◎採 決（午後 3 時 40 分）

○議長（平田勝章君） これより、採決に入ります。

議案第 40 号「生坂村第 6 次総合計画基本構想及び基本計画の策定について」を採決いたします。議案第 40 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 40 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 41 号「生坂村パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例案」を採決いたします。

議案第 41 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 41 号は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 42 号「生坂村フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例案」を採決いたします。

議案第 42 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 举手全員です。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 43 号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」を採決いたします。

議案第 43 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

○議長（平田勝章君） 举手全員です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 44 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

議案第 44 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

○議長（平田勝章君） 举手全員です。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 45 号「特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

議案第 45 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の 举手を求めます。

○議長（平田勝章君） 举手全員です。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 46 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

議案第 46 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

○議長（平田勝章君） 举手全員です。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 47 号「生坂村森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例案」を採決いたします。

議案第 47 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

○議長（平田勝章君） 举手全員です。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 48 号「生坂村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

議案第 48 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の 举手を求めます。

○議長（平田勝章君） 举手全員です。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 49 号「令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】」を採決いたします。

議案第 49 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

○議長（平田勝章君） 举手全員です。よって、議案第 49 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 50 号「令和元年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。

議案第 50 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の 挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 50 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 51 号「令和元年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】」を採決いたします。

議案第 51 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の 挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 51 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 52 号「令和元年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 2 号】」を採決いたします。

議案第 52 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の 挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 52 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 53 号「令和元年度生坂村農業集落排水特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。

議案第 53 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の 挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 53 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 54 号「令和元年度生坂村介護保険特別会計補正予算【第 2 号】」を採決いたします。

議案第 54 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の 挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 54 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議事日程の追加（午後 3 時 47 分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。

お手元に配付してあります日程のほかに、議員派遣の件 1 件を追加したいと思っております。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。よって、1 件を日程に追加いたします。

追加日程等を事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

◎追加日程 1・議員派遣の件（午後 3 時 48 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、議会会議規則第 129 条第 2 項の規定によって、お手元に配付してあります議案書のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ございませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議員派遣の件は 議案書のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎日程 4・継続審査の申出（午後 3 時 49 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 4、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お手元に配付してありますとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。議会会議規則第 74 条の規定により、これを許可することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、議会運営委員長、太田議員。総務建経常任委員長、字引議員。社会文教常任委員長、望月議員から申し出のありました、閉会中の継続審査及び調査を許可することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 以上を持ちまして、本定例会に付された議事日程はすべて終了いたしました。ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和元年第 4 回生坂村議会 12 月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

6 日から始まり 8 日間の日程の 12 月定例会でございましたが、慎重にご審議をしていただき、すべての議案を原案のとおりご採択くださり、誠にありがとうございました。

さて、平成 23 年度から 8 回目になります「農業懇談会」は、今年度は、来年 1 月 14 日（火）の小立野区から 2 月 25 日（火）の古坂区まで全 10 区に出向き、人・農地プラン、県営中山間総合整備事業、道の駅いくさかの郷への農林水産物の栽培・出荷などについて説明をさせていただき、村民の皆さんからご意見・ご要望等をお聞きしたいと予定をしているところでございます。

議員各位におかれましては、大変寒い中ではございますが、多くの地区の農業懇談会にお越しいただき、村民の皆さんの農業に対するご意見・ご要望等の現状把握に努めていただき、当村の基幹産業であります農業の振興、農地の保全、担い手の育成等に対しまして、ご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

さて、特別交付税の 12 月交付分は本日公表されることになっておりますが、現時点ではまだ分からないところでございます。しかし、今定例会までに特別交付税で 18,173 千円を見込んでいますので、今回の特別交付税を加えますと、若干の留保額が見込まれることから、当初の財政調整基金と地域振興基金の繰入額が、99,000 千円であり、前年度決算で 80,000 千円以上の積立をいたしました。また一般会計で、3 月の特別交付税を見込みますと、留保分は基金に戻すことができますので、今年度も基金を崩さなくてよいのではないかと考えているところでございます。

そして、今月 20 日に令和 2 年度の予算編成会議を行います。政府は来年度、地方自治体に配分する地方交付税総額は、好調だった国の税収に陰りが見え、今年度当初の想定を、1 兆～2 兆円規模で下回るとみられており、来年度の国税収の見積もりへの影響は避けられない見通しで、地方税収の伸びも鈍化すれば、地方の財源不足は拡大し、穴埋めを臨財債に頼らざるを得ない場面が出てくることも予想をされております。そういう中、当村の来年度の予算編成では、今定例会でお認めいただきました生坂村第 6 次総合計画を根幹に、いくさか村づくり計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、知恵を出し創意工夫をして、引き続き経費の節減と合理化に努め

